

法の目的というか、これはたいてい法律にも書いてないし、内田厚生大臣のきわめて個人的な見解でもいいのですが、いろいろあると思います。世が世なれば、もし戦争が勝っておったら——敗戦によつて一体犠牲者はだれだったろうかということを考える場合に、いろいろあると思います。いつか懇談で国会議員方がやつたように、皇族が一番犠牲者だとか、華族だろ、満州で一もうけして裸一貫で帰つてきた人も犠牲者だ、いや、土地を取り上げられた地主が犠牲者だ、いや、裸一貫になつたというか働き手を靖国神社にささげた人、働き手をとられた遺族が一番犠牲者ではないかという感じが私もあります。

そこで、これから戦後——戦後と言つていいか悪いかわかりませんが、もう二十五、六年、戦争を全然知らない人口が多数を占めてきた日本、こういう中でこういう法律がある。じゃ一体、戦後処理という考え方に立つものなのか、これから援護法をどのように進めていくのか。特に私たちが階級の違いでもらう恩給が違ふのだから、戦争中のか、これは大臣も氣にさわるだろうが、戦争中のか、これはどうしたって戦後二十五、六年たつた今日では理解されない思想だと思うのです。そこで、戦後処理に對する基本的な考え方、援護法を改正する上に立つての基本的な考え方をまず大臣にお話し願ひたいと思います。

○内田國務大臣　私は、この援護法は、先般の戦争による傷病者その他の犠牲者に対して国家補償という立場から援護をしようという法律でありまして、恩給法の適用を除外されている身分の人々に対する仕組みを規定したものであると考えます。したがいまして、社会福祉、社会保障ともいささか性格を異にしている。そこにいま御指摘のようになります、身分、階級等によりまして給付の金額に差があるというような問題も発生してきている面が残っているように私には思われます。毎年改正が行なわれます趣旨は、この国家補償の性格を社会保障の性格に切りかえていくというような意味の改正ではなしに、同じ国家補償あるいは国家援護

護を受くべくして受けられておらないケースにつきまして、国から考えて同様な処遇を与うべきもので漏れておる範囲等につきまして、補正をしてまいるという趣旨、あるいは場合によりましては、これらの国家保護を日本の経済の水準等に從いましてより手厚く是正していく、こういう意味での改正をほとんど毎年続けておる、このように私は考えます。

○川俣委員 恩給局、見えていますか。——これは援護局長でも恩給局のほうからでもどちらでもいいですが、いきさつは別として、同じ兵隊に行ってきた、同じ軍属で行ってきた、同じ戦争の犠牲者である。片や援護局である。片や恩給局である。そのいきさつは別ですよ。いきさつはこういうことだから厚生省にきました、いきさつはこういうことだから総理府の恩給局にきました、こういういきさつは私も知っております。ただその業務に皆さんが当たっておって、なるほどこれは根本的に恩給局のやることと援護局がやることは違うのだという、根本的な理念というものを聞かせ願いたいと思います。

○中村(一)政府委員 まず援護局の所管と申しますか取り扱います根本的な態度でございますが、援護法におきましては、いま先生がおっしゃいましたとおり、沿革はいろいろあるかと思ひますけれども、現実の形におきまして、援護局におきましてお世話を申し上げている方々は、主として実態は軍属の方々あるいはその軍属に準ずべきものとした準軍属の方々に關する援護というものが大きな仕事でございます。原則といたしまして軍人の方々につきましては恩給法の適用を受ける場合が大部分でございますので、恩給局のほうで取り扱いを願う場合が非常に多いわけでございいます。そこで私のほうは、軍属並びに準軍属と軍人の方々の間におきまして、恩給と申し申しますますか、援護の面から見ました場合の処遇と申しましようか、そういう点につきましてできるだけその間の格差を縮めまして、そして軍人、軍属、準軍属という方々につきましてできるだけひとし

く援護ができるようにというようなことを目標として仕事を進めておる次第でございます。

○川俣委員 この考え方と同じようなことを恩給局のほうに伺つてみます。

いま言われたような援護局長のお話ですと、かなり理解されると思います。ところが、恩給局の場合は、あくまでも補償する基礎がその当時の階級がどうだったかということにどうしてもつながるようです。同じ十三年つとめてきても、片や赤紙で十三年つとめて成績が悪くても伍長くらいにはなつたと思ひます。こちらのほうは、私は兵隊でめしを食うのだということで、職業軍人十三年になると少佐くらいになるかもしれません。そうすると、いま国家補償をやるべきだということの考え方からしても、あまり違つてはおかしいと思うのですよ、考え方が。それからあなたの方を聞きたいのが一つ、それからお仕事をやってみて、なるほどこれは恩給局で取り扱うべきであり、援護局とは違ふ、もしこれを一緒にしたらどういうことになるであらうかというこの質問に対してどうお答えになりますか。

○大屋敷説明員 恩給制度は非常に古い制度でございます。公務員を対象としておるわけでございいます。軍人恩給につきましては、御承知のように二十一年に廃止になりました、二十八年にいわゆる復活したわけでございまして、その考え方としては、法律的にはその時点において復活したのでございますが、その基礎にはやはり一種の潜在的な期待権といふものがあつたといわれておるわけでございいます。恩給制度は、非常にことばは古いのでございまして、実際の機能は公務員を対象としております。一種の退職年金制度でございます。その退職年金制度の中におきましていろいろ恩給の種類があるわけでございいます。それでいま先生がお話ございましたのは、いわゆる在職年を中心とした普通恩給のことだろうと思ひますが、これはいまの共済制度なりあるいは一般の年金制度なりで申し上げますと、いわゆる退職によつてもらえる、こういう性質のものでござい

ます。したがっていまして、その算出の基礎は、どうしても在職年の長さなどのくらいあつたかというところが問題になるわけでございいます。軍人恩給につきましても一般の文官と同様に公務員の範疇内においてその制度を仕組んでおるわけでございいますので、やはり一定の年限在職した者につきましては退職年金的な恩給を支給する、こういう考え方でございます。

なお、恩給にはそのほかに公務によつて傷病を受けた方あるいは公務によつて死亡した方、こういう方々の処遇といたしまして傷病恩給なりあるいは公務扶助料等の恩給があるわけでございいます。こういう恩給につきましてはそれなりの処遇をしておるわけでございいます。つまり傷病恩給につきましては階級差がございしません。それから公務扶助料につきましては、いわゆる階級の低い者につきましては、倍率つまり普通扶助料に何割かをかけて公務扶助料の額を出す、こういう仕組みになっておるのでございいます。その倍率を兵に於いては四六・一割、だんだん上位に從いまして減的にその倍率を下げる、こういうような方法で処遇をしておるわけでございいます。恩給法のワケ内で、いろいろの恩給の種類、性質からくる点を勘案いたしましていろいろの処遇をしておるのであります。

援護法関係と恩給法をどうするかという問題でございまして、先ほど申し上げましたように、恩給制度はやはり公務員を中心とした一種の退職年金制度でございまして、現行のように旧軍人といえどもかつて公務員であつた方々でございいますから、こういう方々につきましては、文官との処遇の均衡もございいますので、やはり恩給制度で処理した方がいいやなからうかと私も考へております。

○川俣委員 私はこれから恩給法——恩給法といふのは軍人恩給のことに限りますから御承知願ひたいと思ひます。

そこで恩給といふのは、一般の軍人の恩給以外の恩給といふのは、会社には退職金がありますか

ら、これは会社に対する貢献度等々の理由から、そのつとめておつた当時の退職時の俸給、それから勤続年数といったものが加算になると思ひます。ところが、この軍人恩給といふのは、もう一回言いますと戦後二十五年、軍人として従事しておつたということからしますと、片方は、おれは職業軍人でめしを食おうという自分の意思で、片方は赤紙で行つておるわけですよ。同じように恩給局が取り扱つておるわけですよ。その場合に、赤紙一枚で引つぱつていかれた者も、その当時の位、すなわち給料ですが、どうしてもそういうもので大きく縛つておるといふことをぼくは言つておるわけです。

それじゃ、話をもう少し進めて、恩給法はあんなのところはいろいろやっていると申しますが、ただ、この軍人恩給を切り離して、厚生省のほうの管轄にしてみたらどうかという感じがします。室長はどう考えますか。

○大屋敷説明員 これはいろいろ経過があることでございまして、まず最初に、軍人恩給が復活する前に、旧軍人の処遇につきましては、援護法で一応一年の間だと思ひましたが、処遇した時代がございいます。その後、昭和二十一年に廃止になつた恩給制度をどうするかという点が問題になつたのでございまして、恩給法の特例審議会という審議会を設けまして、この点を審議していただいたのでございいます。その結果、先ほど申し上げましたように、恩給といふものは、そういう旧軍人の処遇につきましてはいろいろの方法がある。先生がいま一番申されましたのはいわゆる退職年金相当の年金でございまして、これはどうしても在職年の差によつて金額が違ふ。あるいは退職当時の俸給といふもの、退職当時の階級によつてこの金額を異にするといふのは、やはり恩給制度が一つの公務員の退職年金制度であるという点から見れば、これは当然の帰結じやなからうかと思ひます。ただ、先ほどもちよつと触れましたが、戦傷病者でございましてあるいは戦没者の遺族、こういう方々につきましては、一般の普通恩

給と違いましたらいろいろの方策を講じまして処遇を厚くしておる、こういうことでございます。

○川俣委員 遺族に対する処遇を厚くしておる、こういうおっしゃるのですが、それじゃ一つの例を示していただいて、金額を知らしてもらおう。どういう例でもいいです。たとえば赤紙で引っぱられて十三年行ってきた。こちらのほうは職業軍人で十三年行ってきた。その場合に、こちらは伍長くらい、こちらのほうは少佐くらい、よっぽど違うたらでなければどっちも大体こういうところだ。その場合に、両方とも戦死したと仮定した場合に、赤紙で引っぱっていかれた遺族の人がどのくらいもらえるように改正になろうとしているのか。それから職業軍人が少佐くらいで戦死した場合の遺族年金、改正しようとする金額をちょっと知らせてみてください。

○大屋敷説明員 伍長の公務扶助料でございますが、ここの十月から改正になる額を申し上げますと、二十万一千六百四十七円でございます。それから少佐の公務扶助料の年額でございますが、これもここの十月から改正になる額は三十三万一千四百八十八円でございます。

○川俣委員 それじゃ、同じようなケースで本人が年金としてもらうのはどうか、普通恩給の場合。

○大屋敷説明員 普通恩給でございますが、伍長の場合は九万五千六百八円、これは現在恩給制度では最低保障制度というのがございます、この額が九万六千円でございますので、伍長の方はこの最低保障が適用されます結果九万六千円ということになります。それから少佐の場合でございますが、この普通恩給は二十四万一千三百三十四円でございます。

○川俣委員 片一方は二十四万、片一方は九万六千円、同じ年限だけつとめてきてこういうことです。片一方はこの商売でめしを食うんだということと自分の意思で行ってきた。片一方は赤紙一枚で引っぱっていかれた。この違いです。これでは同様の処遇を考へておるとは私は考へられない。

時間がなから、さらに進めます。それじゃ、いま援護法の審査は社労委員会が精力的にやっていますけれども、恩給法の場合は、一審審査はどういうことになっているか。というのは、恩給法がもしおたくのほうでまらなければ、この基礎額が援護法のほうに波及するので、恩給法がこの国会で審議されないでストップになっていけば、これを審議していても宙ぶらりんになって、法律はできておつても支給を待つようなことにならなうと思う。おたくのほうの恩給法の審査はどういう進捗状況か。

○大屋敷説明員 恩給法の改正法案でございますが、ただいま内閣委員会に付託になってございまして、それで提案理由と概要の説明は終わっております。それでございまして、まだ実質審査に入っておりません。

○川俣委員 それからさらに、軍人恩給の場合に、おたくのほうで軍人恩給を出す場合は、直接おたくのほうで窓口になって審査するのではなくて、厚生省の援護審査会で、これは公務上だということの裁定があつてからおたくのほうに回つて作業が進められる、こういうぐあいに理解していいの。

○大屋敷説明員 恩給には、先ほど申し上げましたようにいろいろな種類がございます。そのうち恩給局で審査しておりますのは普通恩給、傷病恩給でございます。厚生省の援護審査会の審査を経まして恩給局で裁定をする、こういう経過をとっておりますのは公務扶助料関係でございます。

○川俣委員 援護局長、さっき話したように、内閣委員会のほうで恩給法がもし廃案になった場合に、この援護法が通った場合には実際どういふことになるのですか。

○中村(一)政府委員 先生お示しのように、援護法の年金等の金額につきましては、恩給法の水準を参考といたしておるといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、今回御提案申し上げておりますところの援護法の改

正案によりまして、この年金額の引き上げ等も、たとえば遺族年金につきましては恩給法の兵の公務扶助料というものと近い額となっております。しかしながら、法律の案を検討する場合におきまして、政府といたしましてそういうようなやり方をずっとやってきておりますが、法律体系は別でございまして、もしも恩給法が国会において成立しないという場合でございますけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法が可決成立、公布になります。この場合には、恩給法の成立の有無にかかわらず援護法はそのまま施行になる。したがって、援護法関係の年金、手当金等は増額せられる、こういうことに相なるわけでございます。

○川俣委員 それを確認しながら、それでは近來、もう二十五年になったのだけれども、一休適用者の趨勢というの、特に年齢構成、こういったところを少しお聞かせ願いたいのです。

○中村(一)政府委員 障害年金、遺族年金と遺族給与金といった年金の受給者につきましては、ここ数年間の状況をかいつまんで御説明申し上げます。並びに年齢構成等につきましてお答えを申し上げます。

まず障害年金でございますが、昭和四十年の障害年金の受給者が三千四百二十九人おりました。昨年の十二月末で四千二百二十一名となっております。障害年金の受給者はパーセントで約二%ふえております。これはどういうわけであるかと申しますと、昭和四十二年十月の法律の改正によりまして、障害一時金の受給者が年金に移行することの選択が認められたものでございます。それから、その法律改正でふえた分もございまして、障害年金の受給者はふえております。

その次に遺族年金でございますが、遺族年金の受給者につきましては、同じ昭和四十年でございまして、十八万一千八百四十三名おります。それが昨年の十二月末では十四万四千二百六十二名、遺族年金の受給者につきましては減少いたしております。これは法律の改正がございまして、受給者がふえる場合もあるわけでございますけれども、

も、しかし遺族年金の受給者が老齢であるとかという場合が多いわけでございますので、したがってどうしても受給者というものは減つてまいつておる、こういう趨勢でございます。

それから準軍属に對します遺族年金でございますが、遺族給与金でございますが、遺族給与金につきましては、昭和四十年三万五千三百三十七名、これが昨年の暮れで四万四千二百二名となっております。これは増加をいたしております。これは老齢化の問題もあるわけでございますけれども、四十二年の十月に後順位者につきましては年金が支給されるようになったという関係で改善がなされましたために受給者がふえた、こういうような情勢でございます。

以上、三つの年金を合計いたしてみますと、昭和四十年の受給者は二十二万六千九百九名が、昨年の暮れで十九万二千五百八十五名というふうに減少いたしております。

次に、受給者の方の年齢別の状況を見てみますと、遺族年金について申し上げますと、グループを四つに分けて、七十歳以上の方、六十五歳から七十歳までのクラス、六十歳から六十五歳、それから六十歳未満の方、こういうふうに四つの階層に分けて見ました場合に、遺族年金の場合は七十歳以上のクラスが圧倒的に多うございまして、五九・五%、約六割は七十歳以上の方々である。それから、その次は六十歳未満の方々で、これが一九・九%、その次に多いのは六十五歳から七十歳まで二・四%、それから六十歳から六十五歳までが八・二%、そういうような傾向でございます。

○川俣委員 そうすると、戦没者の遺族が非常に老齢化してきているわけだ。もちろん二十五年もたつたのだから。そうしますと、残された未処遇者、これがかたまりの多いものだ。これに對して今後どういうように具体的な措置を考へておるか。それからもう一つ、その場合に、ああそうか、それではというので、この法律が二十七年にでき上がつてからいふようになって裁定された、そのころ

はどうも公務上が私傷病あるいは不祥の事故か等々でわからなかったけれども、いろいろ長い間審査してみたらこうだったといつて今日裁定された場合に、二十七年にさかのぼって、発生主義でさかのぼって適用になるものというのを確認していいわけですか。

○中村(一)政府委員 先生のおっしゃいましたとおり、遺族年金につきましては、そのような場合におきましては二十七年にさかのぼって裁定され、追給されることになるわけでございまして、最近におきましても、やはり一件百万円をこえるような年金が追給されておるといふ例もございまして。

○川俣委員 それからもう一つ、前の未処遇者について……

○中村(一)政府委員 未処遇者の問題につきましては、私もどなたもいたしましては部内においても検討いたしました。あるいは恩給局等ともいろいろと御協議いたしまして、未処遇の問題につきましてはいろいろと研究をいたしております。また援護審査会——援護審査会だけではございせんが、部外の方々等の御意見もお伺いいたしまして検討をずっと重ねてきております。したがって、たとえ今回の改正の中身も、そういういろいろの御意見あるいは国会の御審議の途中におきまして、このいろいろの御意見によりまして改正案ができておるわけでございますが、これから先の問題につきましては、私もどなたもいたしましては、大きな問題は大体におきまして解決を見たんじゃないかと思っております。しかしながら、戦争関係の犠牲者の方々の間におきまして、このいろいろの均衡等の問題その他もございまして、これから先残された問題につきましては、今後とも検討を重ねましてなおその改善をはかりたい、こう考えておる次第でございます。ただいま具体的にどの問題をどうというにつづきましては、まだお答えのできる段階にまで至っておりません。

○川俣委員 それから、未帰還者の調査なんですが、これは局長が大臣かわかりませんが、どちら

でもけつこうです。いま局長がおっしゃったように、援護審査会というのだけにとどまらず、外部に広く耳を傾けるということ、これは非常に大事だと思つてます。特に援護局は、こう言つては悪いが、いいことはほめるわけなんだけれども、課長さんがずっとうしろにおられる。だれがもとどろだったというわけじゃないけれども、ちよつと伺つてみますと、みんなもとえらい人方ばかりで、局長が中尉で一番下かな。課長さんは、一人は陸軍少佐、それからもう一人はやっぱり陸軍少佐、もう一人の課長さんはやっぱり陸軍少佐、それからもう一人の課長さんは海軍少佐、それからもう一人の課長さんは陸軍少佐、昔であれば、世が世なれば、参謀本部がずらつと並んでおる。こういうお歴々が非常に苦勞されておると思うんだが、そこで、やはり早いところ、それから四分の一世紀たつたんだから、これから一体どうやるんだということになると、これは援護局じやとて、政治問題もからむし——去年私はそのことだけが目的で行つたんじゃないのですが、ビルマのマンダレーというところに調査に行つてまいりました。あそこは十七万人が一べんに死んだというのだけれども、だいたいおぼろげで現地にまだおられるという。そういうことを具体的に云々するのじゃないのですが、これに対して参謀部その他いろいろと調査した。外務大臣の次官がヘラポソという人で、これが、日本の陸士の五十九期で同級生の方の名前を言うたらある程度知つておつたようでしたけれども、遇害という日本のことばが向こうに残つています。あそこはビルマ式社会主義、軍国社会主義とかいうんだけれども、鎖国状態になつてゐる人が、一体マンダレーその他の参団を受け入れるということに対して、それはもちろん日本の五十九期を出たから言うんだらうと思うのですけれども、当たつてみるとかなり好意的なんです。それからどうするか、それが一つ。

大阪のおばあちゃん、私のむすこの遺骨を見ない限りは戦死を確認しないとたたくに乗り込んだことがあつた。それからさらに、北満の問題がどうなるだらうかということ、いまから二カ月前の前の新聞に出ていた。それから、非常にむずかしいと思うんだけれども、中共の問題。これは社会党と自民党の一部はかなり積極的に——その問題ばかりじゃなくて国交回復の問題があるの、いま政権におられる方々はかなり抵抗もあるやうだけれども、しかしそれは度外視して未帰還者の問題というものは調査できると思つてます。その場合に、いまの政府の中で局長は働いておるわけだからむずかしいと思うんだけれども、局長自身はどういうプランを持つて未帰還者の調査に当たろうとおられるのか、お聞かせ願ひたいと思つてます。遺骨収集の問題を含めて。

○中村(一)政府委員 ただいまのお話は、遺骨収集の問題と未帰還者の帰還問題と二つの点に分かれるかと思つてますが、第一の遺骨収集の件につきましては、お話しいたしましたが、ビルマあるいは北満、中共地区におきましては、現実の問題としていろいろと困難性がございまして。これは先生のたゞいまお話しのとおりでございます。しかしながら、私もどなたもいたしましては、できましたならば四十七年度はビルマ、インド地区につきまして遺骨の収集を何とかしてやらせていただきたい、かつ引き続き中共地区あるいは旧満州等につきましても遺骨の収集をやらしていただきたい、こういうふうに考へて、いろいろと各方面に当たつておるところでございます。

ただ、御承知のとおり、先生がおいでになつたビルマにつきましても現在行けないような状態がございまして、私もどなたもいたしましては残念に思つておる次第でございます。遺骨の収集につきましては、主要戦域、先生のおあげになりました以外の地区におきましては、大体におきまして収集ができたかと思つてございまして、な

○西田ニユーギニア、マーシャル諸島、ギルバート

諸島及びソロモン諸島について実施をいたしたい、こう考へておる次第でございます。

それから、未帰還者の現況につきましては、昭和四十六年の二月一日現在で未帰還者というのが三千八百七十四名がございまして、その内訳は、ソ連地区、これは樺太、千島も含めまして、六百八十六名、中共地区が三千五百六十六名、北朝鮮地区が百十四名、南方諸島が二百八十八名となつております。そこで、これらの国々につきましては、政府としては直接の交渉のできない点もございまして、最近帰つてこられた方々の資料を把握する、あるいは現地通信を把握するというような、国内におきましての調査を積極的にやつております。さらに、もちろん相手国に機会がございすれば折衝いたしますが、赤十字ルートを通ずるといふようなやり方いろいろとやつております。私どものほうの調査課と申します課は、それを日常の業務としてやつておるわけでございまして、今後ともこの残された方々の帰還につきましましては努力をいたしたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○川俣委員 大臣、いまお聞き及びのとおり、私はむずかしい箇所をあえてあげたわけなんです。問題は向こうの受け入れ体制とこちらのやる気と姿勢だと思つてます。ここで軍国主義復活論を一切やろうとしますから、それはけつこうですけれども、問題はこちらの積極的な意欲と、やっぱりのときは悪かつたんだということも、ある程度外交辞令という必要だと思つてます。これからは平和に徹するんだということも必要だと思つてます。ひとつこれは過去のことだからということの姿勢も必要だと思つてますが、そういうものに対して、閣僚の中で厚生大臣がそのポジションにあるわけなんだから、いま局長が言うように、かなりプランとしては積極的に遺骨収集なりを考へております、それに対して大臣は、これを吸い上げたいの内閣の中で進めていくという意欲があるのかどうか伺ひたいと思つてます。

○内田国務大臣 もちろん私は、そのようにいた

したい意欲を持つてでございます。

○川俣委員 それから局長、もう少し具体的に、それじゃ今度の内容、あまり入っていると時間がなくなるから、総予算で一体どのくらいをアップしようとしておるのか、それから、そういうところを手直ししようとしておるのか、そういうところを少し——一々質問をいたしませんからお知らせ願いたいと思います。どういう意欲であるのか、それから準軍属と軍人、軍属と、そんな差をつけないで、やっぱり戦争で死んだのは理由がどうだったとか階級がどうだったとかいうんじやなくて、戦地で死んだ者の遺族がかいそうなんだという事で国家補償ということが第一の目的なんだから、もう差を縮めるべきじゃないか、なくすべきじゃないかという、おたくのその努力は私は認めたいと思います。まだ準軍属の場合は落ちております。一体、もう二十五年もなるのに、いつまでこんな差をつけて、少しずつ差を縮めようという事なのか、それとも、なかなか金をくれぬ、大蔵大臣はけちをもっとと自分で言うんだが、そういう関係で縮まらないのか、それとも、うしろにおられる人の方の何かの意識があつて差をつけるのか、この辺が特に聞きたい。どういふところを改正意欲として持ったか、そして、かなり持っていたんだけれども、大蔵大臣との関係でかなり後退したところもお聞かせ願いたいと思います。

○中村(一)政府委員 まず第一に、今回の改善の内容につきまして御説明申し上げます。

昭和四十六年、ことしの一月からの改善率が二・一%でございます。これは軍人恩給につきまして仮定俸給は正の積み残し分がございまして、昭和四十四年度に比べて二・二五%でございますが、その分に見合ひ分が一月から二・一%ほど上がりました。それから十月からの改善率が八・四%でございます。この八・四%は、昭和四十四年度の物価上昇率と公務員給与引き上げの中の生活改善分が考慮されているものでございまして、こまかく申し上げますと、そのうち物価上昇分の六・

四%、その他の二%が公務員給与引き上げの中の生活改善分というふうになっておる次第でございます。

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕

それから軍人、軍属あるいは準軍属の間の格差の解消でございます。これは先生の御指摘のとおり、私どももいたしまして、この格差の改善と申しますか、できるならばその差がないようにいたしたいという目標でいたしております。今回の改正におきましても御提案申し上げておりますとおり、準軍属に對しますところの支給率、軍属に對しますところの八〇%あるいは七〇%を、九〇%、八〇%というふうに一〇%ほど上げて御提案申し上げたわけでございますが、私どももいたしましては、そういう差があらわれませんが、準軍属制度というものが入りましたときに、当初におきましては、御承知かと思いますが、約五割というふうな率であつたわけでございます。それがだんだん上がつてきたわけでございますが、私どももいたしましては目標といたしまして、冒頭申し上げましたとおりその差をなくするようにいたしたい、こういうふうな考えておりました。なるべく私どもとしてはそういうふうなことで現在政府部内ではいろいろと検討をいたしておりますところでございます。

○川俣委員 当然だと思ひます。これはもう過去何年か叫んできたのだけれども、国家補償なんだから差をつけるということがおかしいのであつて、やはり原因だとかあるいは地位とか階級とか立場とかいふことは一切やめるべきだということであつたわけですから。そこで去年でしたか、議員修正ですか、附則の第五条、いわゆる例のみなし公務、かなりめんどうな法律なんだが、このみなし公務の場合、この法律をつくつてから一体ケースがあつたかどうか、これは担当課長さん方の説明でもけっこうですが、この一年間のケースがあつたかどうか、これをお聞かせ願いたいと思ひます。それからもう一つ、具体的に言ひます。入営す

る途中、それから帰還する途中、この途中の事故を行政措置でやれます、このやれますということに救うということなんです、そういうケースがあつて一体やつたのかどうか。それからさらに、今度の法律案でかなり前向きだ、こうおっしゃるのだが、まだまだだと思ひます。たとえば戦傷病者の問題で、例の昭和十六年十二月八日、これは太平洋戦争、ハワイだ、昭和十六年十二月八日を境にして該当、非該当というものがあつた。ところが、あの当時の戦争は、一億国民総動員精神であつて、ハワイが十二月八日から、これは軍の御都合であつたのであつて、働いてる兵隊は少なくとも満州事変から日支事変から続いていると思ひます。そこでそういう人方が何とか救えないかという陳情書なり嘆願書がおたくのところへも

行つてゐるかもしれないが、私のところへも来ております。これは具体的に千葉の国立療養所の皆さん方の連名で田邊議員に對して来ておりますけれども、一体これを前向きに検討する意欲があるのかどうか、確認しておきたいと思ひます。なぜかという、期待しておつたのだけれども、法律には出てこない、ところが意欲はどうなんだということなんです。

○中村(一)政府委員 三点についてお答えいたします。最初の昨年の改正によります附則五条関係で、その後遺族年金を支給すべきものとして裁定いたしましたものは五件ございまして、

それから第二番目の入営途上あるいは帰郷の途中におきまして、その事故につきましては、これは予算措置をもちまして援護することといたしております。

それから第三番目のただいまお話しした千葉県からの陳情の御趣旨につきましては、今回の改正の中には入つておりませんけれども、十六年十二月八日以前のケースにつきまして、御指摘の件につきましては今後恩給局等とも相談をいたしまして、御希望の点につきましては十分検討させていただきます、こう考えております。

○川俣委員 しつかり前向きで検討してもらいたいと思ひます。

それから、さらに具体的に言ひますと、みなし公務の問題で、去年各議員の方の修正のおかげでかなり進展していったわけですから、いわゆる重大な過失と故意は、いままではだめだったものを広げて大きく改正したと思ひます。これはなぜかという、各党とも全部超党派であつたという考え方にとつたというのは、戦争中のことを、戦争中の戦地の現地における何で死んだかとか、ころんだかとか、あるいは銃が発砲したとか、そういうあやまちでやつたとかなんとかいふことは一切度外視しようではないかという思想があればこそこういう法律ができたと思ひます。そこで、そういうような考え方に立つて具体的に質問したいと思ひます。

昭和三十七年三月に下田のその当時里見上等兵の御子息の里見一さんという人から静岡県庁を通して受け付けがあります。そうしてつと厚生省でどういふ審査をやるのかかわりませんが、三十七年三月から四十二年七月にやつと審査が終つてしまつた、だめですという事で却下になつた、こういうことです。五年たつてゐます。五年間に何をどういふ作業をやるものなのか、それからなぜこれが却下になつたのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 里見上等兵に關しまして、ただいまお示しのとおり昭和三十七年三月に長男の方から弔慰金の請求があつたわけでございます。それから、結論といたしまして、その弔慰金請求に對しまして却下の裁定をいたしましたのが四十二年七月二十六日でございます。この間相当の年数を經過しておるわけでございますが、この里見上等兵の死亡に關しますところの実態につきましていろいろと複雑な問題がございまして、したがひましてその間のいろいろな事実関係を調査するのにはまだつたわけでございます。結論といたしまして、弔慰金の請求につきましては、公務上のものでなく、あるいは勤務関連のも

のではないということになりまして却下となったという事でございまして、これは問題が非常に微妙、複雑なケースであるというわけでございします。

○川俣委員 非常に複雑な問題があったので時間がかかったという五年かかった、こういうことなんです。先ほども局長から出たように、援護審査会の人方というものは、そういうものに明る人方をもって構成されておるのではないと思ひます。援護審査会というものは、現在すわっておるポストの人方が集まる会合だと思ひます。たまに二十五五年たつた今日、何々局長、何々局長といつてすわっておる方々が集まつておるのが援護審査会だと思ひます。そういう人方が審査したところであらうと思ひます。そこで、ぼくは文芸春秋に載つたものを取り上げるのでありせんから、これだけを追究するのじゃありませんけれども、局長の姿勢を聞きたいと思ひます。このように同じ戦地で働いた人方の会員名簿というのが私のところに届いております。こういう人方が一番事実認定をすると思ひます。そういう人方の意見を全然聞かないで審査したと私は思ひます。私は五年かかったという事は納得しませんが、もう少し説明してください。

○中村(一)政府委員 里見上等兵の死亡に関する問題につきましては、たくさんの方々にいろいろ照会をいたしまして、事実関係につきましてはこれを十分把握するところまで参りました。その事実関係につきましては、これは関係者の間におきまして、役所のほうの認定と相違はないわけでございします。

そこで問題は、里見上等兵がなくなりましてにつきて、援護法ではどう解釈するかということに相なるわけでございまして、先ほど御指摘の、昨年の国会におきましてこの修正によりまして、戦地または事変地におきましてこの在職中の死亡につきて、これを遺族年金の対象とするという改正がなされたわけでございしますが、にもかかわらず、この里見上等兵の場合におきま

しては、死亡につきてはどうしても法律の解釈上これを認めることはできないといったようなことで、そういう決定をいたしましたわけでございまして、これは援護審査会にはまだかけていないわけでございますが、事実関係としてはこれはほとんど完全に十分の調査がいつておるといふケースのものでございします。

○川俣委員 事実関係を認定をしたというその認定、ここが主眼だと思ひます。援護審査会のメンバーというのは、これは名前じゃないでしよう。ポストでできるものでしよう。たとえば共済組合連盟会長、内閣法制局第四部長、人事院給与局長、大蔵省理財局長、郵政省貯金局長、総理府恩給局長、社会保険審査委員長、厚生省援護局長と、こういうようなもの。こういうグループにもまだかけないで事実認定をしたというのはどういうことかということなんです。あるいは、またまたその現地の場所にいる人方の意見を聞いて認定したのか、その辺がどうも納得できないのだよ。しかも、それがどういふ調査をして五年かかったのか聞かせてもらわないといふかぬと思ひます。どういふのは、何というか、こういうふうに五年間もほつたらかにされると局長は法律に照らし合せて何だかんだと言ふかもしれぬけれども、各人のあれを——これはセンチメンタルに言ふのじゃありませんからね。事実を申し上げますと、このおぼあちゃん、なぜ審査にならないのだらうか、うちの孫が何か間違いをやつたのだらうかといふことで、まず農業を飲んで自殺をしております。子供さんが二人おりました。その人方は村八分の生活です。そういうことは、戦地における事実認定といふのはできないのだからみなし公務にしようじゃないかといふことで、議員方がきめたんでしよう、去年、それを全然無視した、こういうような態度だったら、私はこれから幾らでも問題が出てくると思ひます。もう一つに戦死者になつて靖国神社に納められた人だつて、一々拾つてみたら、うしろから発砲して上官が死んだ、うしろからばつと爆撃をされた、一切

わからない、こういう人もあると思ひます。そういうことを一々やつたのではないへんだから、みなし公務で広げようという約束だったのじゃなかったのか、そのところをもう少し聞かせてください。

○中村(一)政府委員 まず援護審査会では、実はこれはまだかつておりません。どういふわけかと申しますと、援護審査会にかけますには、昨年改正になりました附則五条によりまして、特に遺族のほうから請求がございまして、そしてそれに基づきまして私のほうは援護審査会の議決を求め、こういうことになるわけであります。ところが、私どものほうから弔慰金の支給に關しまして、これは却下するというのが行きました。それに関しまして異議の申し立てというものは、まだ正規なものはないでございまして、これは先御遺族の方とされて、昨年度の改正の附則五条によりまして、これは該当するのではあるまいかという請求があるのではあるまいか。その場合におきましては、そのことにつきて、その請求を待ちまして私どもは援護審査会にかけて御検討願ひ、こういうことになるわけであります。

○川俣委員 それじゃ、これから再請求があれば審査するということを確認していいですか。

○中村(一)政府委員 したがいまして、これは附則五条の解釈として該当すべきではないかというように御請求があれば、もちろん私もとしましては審査会にかけまして御審議を願ひということになるわけでございします。

○川俣委員 ところが、月日がたつたのだ。子供らは大きゅうなつちやつたのだよ。その間の生活を考へてごらんない。どうやって補償するのだ、こうなる。それじゃ、援護審査会では、これは公務上だった、戦死だ、戦病死も戦死なんだから、靖国神社に祭つてもらえる、そういうこともあり得るのです。

○中村(一)政府委員 これは審査会におきまして審議会によつてきましますので、私の立場でいまだ

ういふふうになるだらうということは予測できないわけでございますが、ただ、私もいままで援護局内におきまして長い時間をかけていろいろと調査いたしましたその事実関係からいきました場合にございましては、ただいまの段階においてわれわれの承知しておりますところでは、この方の死亡に關連いたしませんところのもう一つの問題がございまして、その点の法律の解釈にならうかと思ひ次第であります。

○川俣委員 それは局長はこういう場だから言ひにくいことは言わないのだらうと思ひます。私もそこまで掘り下げようとは思ひません。ましてや、文芸春秋を何だかんだ、法廷闘争をやろうとか刑事問題にしようとは思ひない、戦地だから。だけれども、同じ政府が——このとおり私は持ってきたのだが、四十三年の十一月三十日総理大臣佐藤榮作はこの里見上等兵に対して勲章をやつてゐるわけだ。そうしたら、いま局長は言ひにくいことを言わなかつたけれども、そういう立場の人なら勲章は出ないはずなんです。そういうだらう。そうじゃないかね。その点どうですか。

○中村(一)政府委員 おつしやいますとおり、叙勲の問題につきましては、そういうような死亡の原因等も検討の上決定される問題であるわけでございします。

○川俣委員 本会議だらうからこれ以上やりますが、問題は結局、せつかくこういう前向きな法律を毎年のように進展させているわけですよ。たつた一つか二つか三つなんだ。もう一つありますね。シベリア出兵時に銃が発砲して——おじいちゃんがいって法廷闘争をやつてゐるというものと、たいていしたケースがないと思ひます。もう少し援護局が、やはり国家補償してやるのだ、サービスをしてやるんだ、援護してやるんだという精神が援護局の中にみなぎつていけば、こういうことはないと私は思ひます。だからもう一ぺん再請求をしますから、さらに一そう十分に審査していただきたいと思います。その戦闘のところ、それじゃ里見上等兵を弁護するほうと対決させ

るといつたつて二十五年たつた今日、ほとんどもう見上等兵が悪いんじゃないんだということの嘆願書もこのとおり来ているわけでしょう。ぜひこれは局長にやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○中村(一)政府委員 ただいまのお話のとおり、私どもとしては十分に慎重に検討させていただきます。

○川俣委員 ぜひお願いしたいと思ひます。さらに、これは今回の改正法案が通つたあとでも、一般行政としてまた後日質問を続けていきたいと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど具体的なあれで一つ落としたが、例の軍人恩給のほうです。いま十二年ですが、ところが、これはきわめて極端な例だけれども、一日か二日船の中におつて上陸がおそかつたり早かつたりする場合が実際問題としてあるのです。どうしてもどこかで区切らなければならぬけれども、一切幅を持たせないで運営しておるのか。行政指導の解釈がびたつと十二年、一日欠けても出さない、こういうことなのか。運営をひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○大屋敷説明員 軍人恩給の中の普通恩給の御質問だと思ひますが、これはどうしてもやはり在職年の長さということが問題になるわけでございます。それで特に復員された方の場合、これは内地に上陸しまして復員の手続が完了した日、そういう日付をめぐりに在職年を計算しておるわけでございます。したがって、そういうような要素を勘案してもなおかつ在職年が不足な場合、これは普通恩給の性格上どうしてもやむを得ないことでございまして、その点につきまして若干の伸縮を見ようという処置はいたしておらないわけでございます。ただ在職年の足りない方につきましては、その他の恩給としまして一時恩給というような恩給もあるわけでございます。その他の恩給として処理いたしておるわけでございます。それからなお戦地において勤務しました方につきましては、加算年というふうなものを考えまして、それを資格期間に入れまして普通恩給年限に達した場合に恩給を支給する、こういうような措置もいたしております。

○川俣委員 はんばの場合はケース・バイ・ケースだと思ひますから、そのつどおたつのほうに審査してもらいますから、よろしく願ひします。それから、かなり複雑な法律の中で、これは法律用語にはない内縁の妻なんです、ひとつ具体的な例を言いますと、籍が入つてない将校の内縁の妻は一体どのあれでもらえるのですか、ちよつと答弁をいただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 内縁の妻につきましては、援護法におきましては妻と同様に取り扱いまして、内縁の妻でも戸籍に入つております妻と同様の金額の金が出るわけでございます。

○川俣委員 大臣、最後に、かなり前向きのあれが見られると思ひます。昨年私たちが要望したことも、十割じやありませんけれども、改正法案はかなり進展してきています。ただ、援護局がどのように苦勞してやつていらっしゃるけれども、さき言ったように、ほんのわずかの理由で援護局がサービスが悪い、自分たちのためだ、将校のためだというふうな——これはわれわれ社労委員会としても責任があると思ひます。ましてや大臣としても責任があると思ひます。こういうものの姿勢と、それからやはりだんだん差をなくしていく。国家補償なんだ、戦争のときの犠牲者に対しては、そんな階級とかいうもので差をつけてはいけないのだというふうな考え方を、さらに、内田厚生大臣は私はいさうな思想があると考へておりますけれども、もう一度ここで確認をしたいと思ひますので、お答え願ひたいと思ひます。

○内田國務大臣 行政というものは申すまでもなく法の執行でございますので、法の執行に当たる担当官が、個人的感情でその執行に対して手心を加えるというふうなことをいたしますと、立法の趣旨、目的からははれることもありまして、これらの執行の任に当たる行政官は、かなり厳格な解釈のもとに援護法等でも執行をいたしておるよう

でございます。私は、そのこと自体はそれが正しいことであるし、また今後もそうあつてもいいと思ひますが、しかし、事柄の精神を考えますときには、何のためにその法律があるかという、これはやはり戦争犠牲者に対する国の援護あるいは国家補償という趣旨であるわけでございますので、一方におきましては、これは法律を生かして運用をするという精神のもとに、私は法律を厳格に運用してもらいたいと思ひますので、その精神を忘れないで、援護法等も運用させるように私はまずつとめてまいりたいと思ひます。紙一重のところをどうするかということはお答え申しませんが、それで行政大臣としての私の考え方はおわかりだと思ひます。

もう一つは、これは援護法でございますが、やはり社会意識の年々の生々発展とともに、従来はその対象として取り上げられなかつたような範囲の事柄でも取り上げたほうがいいという国会の意識あるいは国民の意識というものの変更もあるわけでございますので、そういうことにつきましては、私どもできる限りそういう意識の生々を立法の中に取り入れるようにいたしまして、今日まで年々わずかずではありますけれども、お話のうちに援護法の前向きの改正をいたしておる次第でございます。でございますので、今回の援護法改正の要点は数カ点あるわけでございますが、これを一つ一つ、まだ援護法についての懇談会等で課題になったことで解決してないものもあると思ひますし、また懇談会のほかの問題におきましても、意識の生々によつて処理すべきものがございます。私はいさうなことも皆さんとともに話していききたいと思ひます。

○川俣委員 どうもありがとうございます。午後一時五十九分休憩

○伊東委員長代理 この際暫時休憩いたします。

午後三時七分開議
○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族援護法等の一部を改正する法律案について質疑を続けます。古川雅司君。
○古川(雅)委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、一部関連してお伺いをしたいと思います。

最初に、戦傷病者戦没者遺族等の援護法の問題に關する懇談会というものがございまして、この懇談会の性格、内容について御説明いただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 援護問題懇談会は、遺族援護法によりますところの援護に關するいろいろな問題がございまして、非常に複雑多岐にわたつております。その中で特に重要な問題につきまして、厚生大臣が学識経験者から意見を聴取することを目的にしまして、昭和四十二年の十月に学識経験者六名の方にお願ひをいたしまして、検討を重ねてきていただいておりますのでございまして、御意見によりまして、適当なもの認められるものにつきましては、法律的措施あるいは予算的措施を講じて今日に至つております。

○古川(雅)委員 私の記憶するところでは、四十二年七月二十九日に出されましたこの懇談会の報告があるわけでございますが、以来現在に至るまで、この懇談会の動きとしてはどういふことがあつたのか、その点御報告をいただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 四十二年の十月に、先ほど申しましたとおり六名の方に委員をお願い申し上げたのでございまして、発足以来今日まで十四回会合を重ねておられます。そういたしまして、四十二年の七月二十九日に、ただいま先生のお示しになりましたとおり、厚生大臣からの検討事項に對しまして、会の御意見が出された次第でございます。

○古川(雅)委員 これは大臣の私的な諮問機關であるのか、その辺のいわゆる懇談会の位置と申しますか、その点をもう少しはつきりしてもらいた

いと思ひますが、その辺いかでございませうか。
○中村(一)政府委員 この懇談会は、名前でもお
わかりのとおり、厚生大臣が援護問題につきまし
て政策を立てるにつきては、御意見を承ると思
ひ、厚生大臣の私的な、御意見をいただく機
関、こういうふうに私も考えております。

○古川(雅)委員 この懇談会の報告ないしその意
見というものは、この援護法に示される
制度の内容について改正をしていくその方向づ
け、そういった点で、拘束力とまでいかなくても、
かなりこの意見、報告を尊重していくという
立場をはっきりとっているのかどうか。
「委員長退席、増岡委員長代理着席」

この点、確認をさせていただきたいと思ひので
す。

○中村(一)政府委員 懇談会の御意見につきまし
ては、厚生大臣といたしましては、懇談会の意見
を尊重するという態度でございまして、また事実
懇談会の御意見につきましては、それをとるべき
として御意見がありましたものにございましては、
法律改正あるいは予算的な措置をいたしておる
ところでございませう。

○古川(雅)委員 それで、政府はこの懇談会の報
告に對しまして、現在までいろいろ検討を加えて
きていと思ひますが、先日いろいろな質疑応
答を通して議論をされておりましたが、いわゆる未
処理の問題、未処遇の問題につきまして、その解
決をはかる上でこの懇談会の報告、意見をどのよ
うにいま取り上げていらつしやいますか。

○中村(一)政府委員 懇談会のお出しになりまし
た御意見につきまして、まだ御趣旨を具現化でき
ないものもございませう。そういうものにつきまし
ては、今後私もいたしましては引き続き政府部
内におきまして検討を重ねまして、実現するよう
に努力をいたす覚悟でおります。

○古川(雅)委員 もう一度確認をさせていただき
たいのでございませうが、この四十四年七月二十九
日の懇談会の報告以降、新たに意見、報告というよ
うな形で政府に提出がなされていゝるでしやうか。

○中村(一)政府委員 懇談会から総合的な御意見
をいただきました後は、私も個々の問題につ
きまして御意見を承ったことはございませうけれど
も、一応大きな問題につきましては御答申をいた
だきましたので、その実現に努力を重ねて今日
に至つていゝるというふうでございませう。

○古川(雅)委員 四十三年の当時の社会意識とい
いますか、環境の情勢と今日とは多少またズレ
が出てきていゝると思ひます。ある意味ではそうし
た懇談会の意見、報告が実際に取り入れられて実
行に移されてきていゝるわけではございませうけれど
も、当時不適当だといゝるような判断がなされて、
今日に至つてそうではない、対策としてこれは措
置すべきだといゝるような意見に変わつてきていゝ
る点もあるんじやないか、そういう情勢の変化はあ
るんじやないかと思ひますが、そういう点はどの
ように掌握をしていらつしやいますか。

○中村(一)政府委員 先生のおつしやいましたと
おりでございまして、その当時、四十三年當時は
その必要なしといゝる御意見をいただいたけれど
も、その後情勢の変化等によりまして、また、当
国会におきましていろいろの御審議の経過もござ
いまして、これは認むべきであるとして処置をいた
したのもございませう。たとえば入営途上の死亡
軍人の措置あるいは帰郷の途中におきまして、こ
のさういゝるような場合におきまして、懇談会にお
いては、これはやむを得ない、認めるほどのこと
はないといゝる御意見でございまして、けれども、し
かしながら、これは四十六年度におきまして予算
措置でこれを救ふことになつたといゝるような例が
ございませう。

○古川(雅)委員 いま具体的な例としておあげ
いただいたわけではございませうが、これはすでに議論
になつたところではございませうけれども、最初にあ
げられた入営途上のあるいはまた帰郷途上の処遇
について、四十六年度の予算では、一時金として
取り扱つていゝるわけではございませう。これを障害ま
たは遺族年金にできないといゝるその辺の事情につ
いて、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 これは当時懇談会におきま
しても意見があつたわけではございませうが、これは
法律上といたしましては、入営途上あるいはす
でに復員後帰郷する途上におきまして事故と申しま
すものは、本人にとりましては、一般の国民と同
様の身分と申しませうが、立場にあるわけではござ
いませうので、法制上その方々につきまして特別な取
り扱いをするといゝることは、いろいろ問題があ
るわけではございませう。したがつてその方々に
つきましては、事情はまことにお気の毒であるけ
れども、たとえば懇談会としては、それにつきま
して国が何らかの措置をするといゝるものがな
まらうかといゝる消極的な意見であつたわけでは
ございませう。しかしながらその後におきまして、こ
ろころの御議論等も拝聴いたしまして、私も
いたしましては、しかし少なくとも、召集を受け
ておられる方あるいは軍隊に召集されておられ
た方が帰られるといゝる特殊な事情にあることにか
んがみまして、その方々につきまして、あるいは
遺族の方々につきましては、何らかの国としても
ごあつたつてを申し上げべきであるといゝるやむを得
ないのじやないか、さういゝるようになつて、こ
れでございまして、したがつてその中間と申
しますか、現在の段階におきましては、その方々
につきましては一時金を差し上げるといゝること
で、他のいろいろの制度との均衡をはかつてさう
いゝる措置をしたといゝるわけではございませう。

○古川(雅)委員 これはしばしば言われていゝるこ
とでございませうが、この入営、帰郷の途上につ
きましては行動は自由だからといゝても、おのずか
ら規制が加わるわけではございまして、船とか乗り
もの、さういゝる個人の意思とはかかわりなくど
うしてもさういゝる乗りものに乗りなればなら
ない、ほかのルートを選べないといゝる事情がある
わけではございませう。さういゝる点では、今回一時金
として措置をしたといゝるのは、一步の前進であり
ますけれども、さらに年金といゝるところまで措
置を広げていゝく、拡大して適用していゝくといゝること
については、これは今後十分に検討できる点だと
思ひますけれども、この点の見通しはいかであ
りませう。

○中村(一)政府委員 先ほど申し上げましたとお
り、ただいまのところ、四十六年と四十七年の
二カ年間にわたりまして特別一時金を支給する
といゝる措置をとつたばかりでございませうので、当面
といゝましては、その措置でいゝきたいと思ひま
すが、おつしやいますと今後十分検討をして
いゝきたいと思ひます。

○古川(雅)委員 同じく、これは援護法が施行さ
れましたあと、いわゆる再婚関係を解消した妻に
對する遺族年金の支給の問題がございませう。この
点について、ひとつ所見をお伺ひしたいと思ひま
す。

○中村(一)政府委員 終戦直後の特殊な社会情勢
のもとにおきまして、しかも戦死された方々の未
亡人の方の置かれた立場といゝるものにつ
きましては、これは何らかの措置をすべきであるとい
ふ意見がだんだん高まつてまいりまして、いまお
示しのとおり、再婚解消の妻につきましては、そ
の解消の時期が問題がございませうけれども、一定
の時期までに解消された方々につきましては、こ
れはさういゝる特殊な事情のもとにおける事例とい
たしまして、さういゝる再婚なかりしものといゝたし
まして、遺族として取り扱うといゝるようになつて
いたしておるわけではございませう。ただ、その再婚
解消の時期と申しますのを援護法の施行の日、つ
まり昭和二十七年四月三十日といたしておりま
すので、その二十七年四月三十日までとしたのは一
体どういゝるわけであるのか、あるいは、それでは
短いじやないかといゝる議論はあるところでは
ございませう。

○古川(雅)委員 時間がございませうので、結論
として確認をさせていただきますが、再婚解消の時
期の延長でございませうけれども、これは当然今後
も検討を重ねていただく問題でございませうが、見
通しとしてはどのくらいの間が可能といゝるよう
にお考えでございませうか。

○中村(一)政府委員 いまのところ、二十七年四

月三十日以降におきますところの再婚解消等の実態につきまして、私どもまだよく把握いたしておりませんが、今後そういうような状況を十分認識の上十分検討させていただきたい、こう思います。

○古川(雅)委員 御検討をお願いしておきたいと思ひます。

ここで非常に基本的な問題に立ち返ってお伺いをしてみたいと思ひますが、まず第一に、今後における戦争犠牲者の戦後処理の総仕上げといひますか、年々の動きを見てまいりますと、この法改正につきましては、何か確固たる方針に欠けているんじゃないか。計画的に行なっているようにはどうしても見えないわけでありまして、何かしら周囲の圧力といひますか、そういったものに対処しながら場当たり的に厚生省が改正を重ねているというふうな思われてしかたがないのであります。当然それは否定されるべきであらうけれども、具体的な方針あるいは計画的な改正、そういうものをもちこたへるかどうかがお示しをいただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 確かに、援護法等の援護関係の諸法規というものの経過を見ますというとおっしゃいますと、毎年何らかの改正をいたしております。その間におきますところの一貫性というものがなかなかない感じがいたすわけでございます。しかしながら、厚生省あるいは政府におきまして、戦争犠牲者に対するところの対策と申しますものは、そういうふうな現象的にはいろいろな面が出てまいるわけでございますが、やはり私どももいたしましては、一貫して流れるものは、そういう戦争の犠牲者の方々につきまして、国といたしましてできるだけ援護の措置をとるといふ大きな方針では貫かれていられるわけでございます。そこで具体的に、しからばどういふような考え方でやられているかという、こちらといたしましては、特に軍人関係につきましては、軍人恩給が復活いたしまして、これを一つめ、一つの基準といたしまして、軍属あるいは準軍属

の方々に対する処遇をできるだけそれに近づけていくというのが一つの大きな目標であります。それからもう一つは、やはりだんだん遺族等の方々が老齢化してまいるわけでございますので、そういう方々につきましては、今後いろいろとそういう点におきましてまた一つの問題があるというふうな私どもとしては理解をいたしております。

○古川(雅)委員 昨年の十二月に日本遺族会のほうから戦没者遺族の実態に関する調査報告書というのをいただきました。これによりまして、いま御答弁でございましたとおり、非常に遺族が老齢化をしていくという点、そしてまた、この援護法による給付がほとんど生計費の一部になっているというふうな点、非常に生活苦にあえいでいる、公務扶助料それから遺族年金を生活費に充てているというふうな現状を非常に強く訴えているわけなんです。こういう点を考え合わせまして、毎年こういうふうにして少しずつ改正していく、その改正によつて生ずるアンバランスをまた次の年に改正するということを繰り返していくことについて、私は率直に非常に奇異な感じを受けるわけでありまして、思い切つて、将来そうした小刻みな改正を加えていく分まで一挙に改正して、このアンバランスをなくしていく、それができないのはどの辺に事情があるわけですか。

○中村(一)政府委員 これは結局、恩給法を含めまして他のいろいろな制度、あるいは社会情勢の変化によりまして、予見できなかったようないろいろな問題で起こっております。あるいはまた一つの点を取り上げまして改善をいたしました場合に、それとのバランス上どうしても手をつけざるを得ないという場合も起こっております。したががいまして、ここで私どもも五年間十年間といった先を見通しまして、あらかじめそういう措置をとつておくということができれば望ましいのでございまして、また受給者の情勢も変わつてまいりますし、またそこまで手を広げるべきであ

るといふような方々も出てまいりますので、まことに遺憾ながら、形としてはあるいは場当たり的な印象を受けるような場合もあるわけでございますけれども、当分の間私どもとしては、そういうような情勢に促しまして、すみやかにそれに即応した改正をするというのを続けざるを得ないのではなからうかと考えております。

○古川(雅)委員 たいへんくだいようでございしますが、六十三国会の当社会労働委員会、この法案の改正につきまして附帯決議を可決いたしました。その一項にいわゆる「未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること」というふうな点にわたつてございまして、この点について政府としてどれだけ真剣に取り組んできたか。特に今回の改正案につきましても、この法案ですらなお適用できない未処遇の方々にかりに予算措置をするといひますと、大体の人数それから予算の金額はどのくらいになるものでございましょうか。その点ひとつお示しいたきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 前国会におきまして御決議いただきました未処遇者の早急な解決という課題につきましまして、今回の改正案におきまして、たとえば日華事案中の勤務関連傷病による死亡軍人等の遺族に遺族年金を支給するという点。あるいは、太平洋戦争後の勤務関連傷病による死亡軍人等の遺族に遺族年金を支給する。第三番目に、太平洋戦争後の勤務関連傷病によつて不具廃疾となつた軍属等に障害年金を支給する。それから四番目に、昭和二十年九月二日以後に戦地に引き続き海外にありまして、軍人、軍属たる特別な事情で死亡した者の遺族に遺族年金を支給する。それから五番目に、先ほど申し上げました予算措置として、入営、帰郷途上死亡した軍人等の遺族に特別給付金を支給する、という五つの点を今回の改正でお願ひいたしておるわけでありまして、その他、まだまだ未処遇の問題があるかと思ひますけれども、それについては一応私どももいたしましては、昨年の年末におきますところの政府としての予算案を作成します過程におきま

て、援護関係の未処遇につきましてはこれらの点を改善すべきものとして政府内部として決定いたしておるわけでございます。今後の問題についてももちろん問題はありますけれども、いまここでそれについてどういふ項目であるとかいふことにつきましては、ただいままだそこまですべていない次第でございまして。

○古川(雅)委員 そうしますと、今回の改正でなおかつ未処遇として残る方々については、その人数、その措置に要する金額等については試算はできていないということでございますか。

○中村(一)政府委員 今回の改正案以外の点につきましては、現在のところまだ数字をつくらせていないわけでございます。

○古川(雅)委員 その試算については非常にむずかしいこととございまいしょうか。それとも、近いうちにある程度の額をお示しいただいて、資料として御報告いただけるものでございまいしょうか、その点いかがでしよう。

○中村(一)政府委員 御承知のとおり、政府といたしましては、国の四十七年度以降の問題につきましては、特に予算を伴う問題といたしましては、七月末までには検討を終わらなければならぬというところになっておりますので、私どももいたしましては、引き続き今後の問題について現在検討を重ねておるところでございます。しかしながら、そういうような時間的な制約もございまして、予算を伴う問題につきましては、少なくとも明年度の概算要求提出までには、政府としての意図は、厚生省としての態度は決定せざるを得ない、こういうふうな考えでおります。

○古川(雅)委員 戦後二十五年を経過するわけでございますが、この援護法によりまして処遇を受けている方々も年々老齢化され、そしてなくなつて減少していると思ひます。年々大体どのくらいずつ減少しているものでございまいしょうか。

○中村(一)政府委員 年金受給者の方々につきましては、大数観察いたしますと、やはり減少いたしております。御趣旨のとおりでございます。

の見解をお伺いいたしまして、次の質問者に譲ります。

○内田國毅大臣 私どもは、社会保障、社会福祉を進める立場の役所でございますので、老齢者とあるいはまた傷病者などの方に対しましては、何らかの形におきまして国がめんどうを見るようなことをいたす方向で進んでおりますことは、御承知のとおりでございます。たとえば老齢福祉年金でございますとか、障害福祉年金などもその一例でございます。ところが一方、戦争による犠牲者とみなされる方々に対しましては、そういう社会保障、社会福祉という概念ではなしに、国家補償、いわゆる国家護謨という形におきまして、恩給法あるいは戦傷病者戦没者遺族等護謨法というものをもちてこれに対処をいたしておるわけでございまして、したがってこの両方の制度のいづれを適用すべきかという限界にある人々が相当あるわけでございます。これは先般も御審議をいただいたております、たとえば被爆者は一体どちらの枠範疇に入れるべきか、私ども厚生省のほうでは社会保障、社会福祉というようにももって、他の一般市民である戦争犠牲者とともにこれを論じてまいっております。また皆さん方のほうの一部の方々におかれましては、これは国家補償、護謨

の範疇をもつて法制を整えるべきだという御意見も承つておるわけでございます。ちょうどそれと同じように、これは私が考えますのに、いま古川さんが言われます未処遇者をこの際一挙に援護法の対象として、またそれに対する予算も一挙に計上し得ないのか、こういうことに對しましては、どこまでを未処遇者とするかということの範圍が必ずしも皆さんの意識、私どもの意識が一致いたしておりません。従来はそういう方々、またそれらというケースは國家補償あるいは援護をもつて論ずべきでないといふされておりました事柄につきまして、人々の意識が成長をしてまいりまして、援護法をもつて論ずべきである、あるいは少なくとも、法律をもつて論じなくても、同系列の予算上、行政上の処遇を講ずべきであるというぐあい

歴史に取り残されていくような感じも受けるわけ

でござります。こういう実態調査をもう少し正確に、そして積極的に行なうのは当然国の義務だと思われけす。これは単に厚生省だけで、強くばいい、こういう問題ではございませんで、強く政府部内に働きかけて、国としてやっていたかなければならない問題だと思われけす。そういう意味で、この未帰還者に関する実態把握、あるいは今後の問題等についての担当は厚生大臣でございますので、この見通しなり具体的な方策なり、これをまずお示ししたきたいと思われけす。

○中村(二)政府委員　かわつてお答えいたしませす。

いまお示しのとおり、まだ未帰還の方が三千九百二名いらっしゃるわけでございまして、これは私どものほうが過去七年間におきまして何らかの情報を確認し得たという方でございまして、けれども、しかし、おっしゃますとおり、まだ私どもの把握できない未帰還者の方もあるいはあろうかと思ひます。これに対する強力なる実態調査をすべきであるという御意見でございますが、私どもはこの未帰還者の実態の把握につきましては非常な力を入れておりまして、これに對しましては担当

の調がございしますが、その調がほとんど三千名の百名の方につきましては一人一人についてその具体的な状況をつかむという不断的努力をいたしておりまして、日常の活動といたしまして、そういうような調査につきまして日夜努力を重ねておるべきところでございます。もとよりその把握につきましては、いろいろな方法がございます。これは先方の赤十字を通じていろいろ調査していただく方法もございします。あるいは、その他の調査に行かれた方から情報をいただく場合もございします。あるいは向こうにおきます、日本に対して非常に好意を持っておられる方々との間の個人的な情報による場合もございします。ここで具体的なケース全部は申し上げられませんが、努力をいたしておりまして、これだけをつかんでおるわけでござ

ざいます。しかしながら、この未帰還者の方々を何とかして日本にお帰し申し上げることは厚生省の仕事でございますので、今後とも十分に努力を続けていきたいと考えております。

○渡部(通)委員 次に、戦没者の遺族相談員について伺いたいのでございます。

戦没者遺族相談員というのは現在どのくらいおりまして、どういう活動をなさつていて、処遇はどういうふうになっておりましたか。

○中村(一)政府委員 戦没者の遺族の相談員につきましては、厚生大臣から援護に關しますところの相談指導業務を委託して、民間の篤志家の方々に戦没者遺族等の身の上相談に積極的に対応していただくという趣旨で設置されたわけでござい

ます。

現在、相談員の方は、昭和四十五年度で五百三十二名の方が相談員になっておられまして、この四十六年度からは増員が認められまして、九百四十名の方が相談員となつていただくわけでございまして、各県に相談員の定数を振り分けるという作業をいまやっておりますのでございます。

この相談員の方々は、そういうわけでいわれるボランティア活動でやっておりますわけでござい

ますが、謝金は月額五百円でございまして、謝金といしましてはまことに僅少な額でござい

います。しかしながら、この未帰還者の方々を何とかして日本にお帰し申し上げることは厚生省の仕事でございますので、今後とも十分に努力を続けていきたいと考えております。

○渡部(通)委員 次に、戦没者の遺族相談員について伺いたいのでございます。

戦没者遺族相談員というのは現在どのくらいおりまして、どういう活動をなさつていて、処遇はどういうふうになっておりましたか。

○中村(一)政府委員 現状といたしましては確かに奉仕的活動といつたものでございまして、もちろん先ほども申しましたとおり、私もそれにいたしましては五百円の謝金が決して十分とは思っておりませんが、その増額は今後努力いたすつもりでござい

ますが、謝金は月額五百円でございまして、謝金といしましてはまことに僅少な額でござい

ます。しかしながら、この未帰還者の方々を何とかして日本にお帰し申し上げることは厚生省の仕事でございますので、今後とも十分に努力を続けていきたいと考えております。

○内田国務大臣 これは渡部さん御承知の、部が違いますが、民生委員、児童委員も兼ねておられるわけでございますが、これらの手当もまたそこにはなはだ少ない。年間五千円ということだそうでござい

ます。月割りにしてみますと五百円にならずに、四百何十円、こういうふうなことになるわけでございます。あるいはその他、他の省の司法保護とか、いろいろそういうボランティアの方々に対する手当の関連がございまして、厚生省はそれ

なかなかに波及効果が大きいということで増額がでないで、私どもも非常に悩んでおります。ただ、この軍人の遺族の方々の相談員は、御承知のとおり各地に遺族会がございまして、遺族会の役員の方々が遺族の方々の相談相手として非常に活動されておりますが、そういう方々に相談員ということで名前を持つていただいて、全く名義料のような形で手当を出していただくのが実態で、外から特別の資格を持たれておられる方をお願いしているという点ではない点が、やや他の民生委員の方々と違つておる点でございます。だから上げるのなら民生委員のほうが先だというわけではないのです。ないのですけれども、そういうものと比べてみましていろいろ考えなければならぬ点もあるように私は思います。

○渡部(通)委員 戦没者の遺族相談員の話から民生委員の話までいってしまったわけでござい

ますが、私はやはり社会保障を高めるという意味からして、こういう活動をなさる方々の報酬があまりにも低い、これは社会保障国家を目指す現在の行政のあり方としては非常にまずいのではないかと

思ふわけですが、一挙に、そういうなら民生委員のほうが先だというふうに、あつちもこつちもとなつて報酬を引き上げるということが不可能だとおっしゃるのでしたならば、何らかの意味で非常な優遇措置を考えていただくことを厚生省にお願いをしたいのです。たとえばマスコミに乗つていただくというだけでも、社会の日の当たる場所であるという活動というものを非常に評価していただく、こういう点で積極的に働きかけていただくことも一つでござい

ます。あるいは、いろいろな国家的行事の際の表彰とか、そういうことを考えれば、幾らでもこういう方々を優遇する道というのは、必ずしも報酬にたよらなくともあるのではないかと、ふうに考えるわけでござい

意味で、ひとつ積極的にその点の御努力を、それこそ民生委員もひつくるめた上でお願いをしたい、これは要望にとどめるようなわけでござい

ます。

第三点は、遺骨収集の問題についてござい

ますが、この遺骨収集は四十二年以降、新たに設けられた最終計画に基づいて現在実施されているというお話でござい

ます。しかしながら、これは何年何月をもって終了するのか、これがわからないわけ

でございまして、この見直し。それから戦没者の慰霊碑等の建立の計画等がございまして、この点お示しをいただきたいと思

います。

○中村(一)政府委員 いまお示しのとおり、海外戦没者の遺骨収集につきましては、昭和四十二年以降努力を重ねてまいつております。私も厚生省の計画では、この四月から四十六年度におきましては、太平洋におきまして、四十七年にビルマ及びインドについて実施したいというところで、現地の状況等を外務省を通じてたまたま調査して

るところでござい

でも残つておる間はやはりそれを持つて帰るべきであるというお気持ちでございまして、また私どももいたしまして、できるだけそういう御遺族の方のお気持ちにこたえまして、遺骨の収集には万全を期したい。したがって、いま海外の戦没者遺骨の収集につきまして明確に、これが何年度において終了するであろうというところは、なかなか見通しのつかないところでございます。しかしながら、私どももいたしましてはできるだけすみやかに遺骨の収集を終えるように努力をいたしたいと考えています。

その次に、海外におきます慰霊碑等を建設する計画がないかという御質問でございますが、私どもは千島ヶ淵に戦没者の墓地を戦後つくつたわけでございますが、海外におきましても、海外戦没者のための慰霊碑というようなものをぜひ政府の力において建設したい、こういうふうに考えております。しかしながら、これも慰霊碑をつくり出す場所のあるところの国の了解の問題もございまして、また将来でございましたら、この慰霊碑の管理の問題もございまして、したがって、この建設につきましてはたまたま慎重に検討を重ねておりますが、できましたならば主要な地域におきまして何カ所かに慰霊碑を建立したい、こういうことで現在いろいろと関係の、たとえば外務省等とお互いに意見を交換しておるという段階でございます。

○渡部(通)委員 いま主要なところにとり仰せでございますが、具体的に土地の候補はあがっておりますか。

○中村(一)政府委員 これは慰霊碑をつくらしていただく相手の国とのいろいろ交渉もございまして、こちらのほうで押しつけがましきつくらせろと言ふわけにもまいりませんので、これはやはり慎重に運びまして、相手の国の事情あるいは国民感情等も十分参酌いたしまして慎重にやりたいと思つておりますが、私どもとしましては、場所としては数カ所あるいはもうちょっとふえますか、そのくらいの程度の主要な地域にはぜひ慰霊碑

をつくらしてもらいたい、こういうふうに考えております。

○渡部(通)委員 もう一点、戦没者墓地の管理についてお伺いいたしますが、今度環境庁が設置をされますと、いまの千島ヶ淵戦没者墓苑等は環境庁の所管に入るといふことになりませんか。

○中村(一)政府委員 現在国会に提案されておりますところの環境庁設置法によりましては、そのように予定されております。

○渡部(通)委員 こういうた無名戦士の墓苑等をつくるというところは、私はたいへんけっこうなことだと思ふのです。ことしも新たに九千体の納骨がここに行なわれる、こういう話も伺つておりますし、国家的な拝礼行事等もいままで続けられてきておりますからそういう行事目的、内容からいいますと、環境庁というよりはやはりこれは援護局が管理をなすつたほうがいいのではないかと、うような意見もありませんが、この点に対する御見解はどのようございましょうか。

○内田国務大臣 援護局長の説明が不十分であつたと思ひますが、地主としての地位は環境庁に移りますが、あの無名戦士の遺骨の管理の業務、お祭りをする仕事というものは、当然それは厚生省援護局の仕事、こういうことございまして、地主さんとしての地位が環境庁に移るだけとお考えいただいたほうが、またそういう考え方でよろしいと思ひます。

○渡部(通)委員 以上四点で質疑は終わります。戦後処理問題はいろいろ厚生省たいへんだと思ひますけれども、やはり新しい繁栄の時代に入つておきますので、これは早急に一応ピリオドを打つ総合計画を立てる。その後また残つた遺骨が出てきたとか、未帰還者が発見されたという場合には、またそれはそれで処理される道があると思ひますが、ひとつそういう点で、先ほどの質問にもありましたけれども、総合的なプログラムを組んでいただいて、戦後処理には万全を期していただきたい、これを要望して終わります。

○増岡委員長代理 次に、田畑金光君。

○田畑委員 最初にお尋ねしたいことは、戦傷病者戦没者遺族等の援護の問題に関する懇談会、これはすでに昭和四十三年七月二十九日に、遺族援護法の援護に關し厚生大臣から検討を依頼された諸問題について意見書を出しております。この意見書の中で幾つかの項目を取り上げて、ある問題については積極的な政府の善処を要請しておりますと同時に、ある問題については消極的な態度が示されておりますが、この懇談会の意見書はその後どのように、昨年もことしも援護法の改正、改善措置が講ぜられておりますが、この法改正の中に反映されておるのか、まず第一にそれを承りたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 懇談会からいただきました御意見につきましては、四十四年度、四十五年度、四十六年度におきまして改正がなされ、あるいは改正の手續をとつておるところでございます。お示しのとおり、懇談会といたしましては、その必要なしとされました点につきましても、その後の情勢等を勘案いたしまして措置をいたしたのもございします。

ただいまから、懇談会の御意見につきましてのその後の措置につきまして御説明を申し上げます。

第一点は、防空従事者に対する措置の問題でございます。懇談会の御意見といたしましては、防空監視隊員についてその措置をなすべきであるという御意見でございました。これは四十四年度の法律改正といたしまして、防空監視隊員を準軍属として処遇することといたしました。

それから二番目と三番目は、入営途上あるいは帰郷途上の傷病による死亡軍人の措置でございますが、このことにつきましては、懇談会としてはその処置につきまして消極的な御意見でございましたが、四十六年度の予算におきまして特別支出金を支給するという措置を講ずることといたしております。

それから四番目に、障害年金の支給対象の拡大、三款症から五款症への拡大につきまして、四

十五年度の法律改正によりまして、軍属、準軍属にかかわるものにつきまして実施をいたすことといたしました。なお、四十六年度の予算要求といたしまして、軍人、軍属のみならず公務につきましては三款症から五款症に延ばしていただくというところでございます。

それから五番目に、改氏婚父母等に遺族年金等の支給をするという問題につきましては、懇談会の意見は消極的なものでございましたが、四十六年度の予算で、予算的な措置として特別給付金を支給するものというふうにしたわけであります。

六番目に、遺族一時金の支給要件の緩和の問題でございます。これは、原爆被爆に基因する疾病について緩和することはどうかということでございます。これは、原爆被爆に基因する疾病に基因する疾病を長期疾病とするという措置が、これは別になされておるところでございます。

七番目に、内地勤務関連連発傷病で死亡した軍人等の遺族に一時金を支給するということにつきましては、これは消極的な御意見でございまして、そのことについては措置がされておられません。

それから八番目は、公務扶助料の加給対象となつていない父母に遺族年金を支給するということにつきましては、これは四十六年度で後順位年金の支給を予算要求をいたしたところでございします。

それから九番目に、法施行後再婚解消した妻の処遇でございます。これは二十七年の法律施行後の問題でございます。これにつきましては懇談会は消極的な御意見でございます。これにつきましては、まだ何らの措置をいたしておりません。

それから十番目は、準軍属の業務関連傷病により死亡した者の処遇でございます。これは改正すべきであるという御意見でございまして、昭和四十四年度の法律改正をいたし、それから四十六年度の措置といたしまして、被徴用者等以外の準軍属についても支給するということをいたしております。

それから十一は、準軍属の公務傷病に併発した傷病により死亡した者の遺族に一時金を支給するという件でございまして、四十五年の法律改正で処置いたしております。

十二番目が障害年金の加給の是正でございまして、これは四十四年の法律改正でいたしております。

大体そういう内容でございまして。

○田畑委員 この意見書によれば、この報告は、検討を依頼された事項のうち検討を終わったものに対する処理意見を示したものであり、その他の問題については今後とも検討を加えていく所存である、こうなっておりますが、この懇談会はその後どのような作業をしておるのか、また現在どのような問題点を検討しておるのか、その点を説明願います。

○中村(一)政府委員 援護問題懇談会といたしましては、重要問題につきまして一応網羅的にその意見を提出になりまして、その後昨年の四月まで会議を開きましたが、現在のところ懇談会は開かれておりませんが、この懇談会の意見に対する政府等の処置の問題がその後の大きな問題でございまして、懇談会といたしましては、いま新たな問題を取り上げるといふことはいたしていいようございまして。

○田畑委員 懇談会の意見書について、幾つかの項目については四十四年以来政府の援護措置の充実、内容強化の面で取り上げておるといふことはわかりましたが、まだ幾つかの点が取り上げられていない。しかし、問題はいろいろ出てきておるわけで、いまの答弁によれば、昨年の四月以降懇談会は動いていない、こういう話ですが、国会においてしばしばいろいろな問題について附帯決議をつける。この附帯決議については、きまって厚生大臣は善処すると答えておる。こういうような問題等については、行政当局で全部消化できるという事で、その後の懇談会等において意見を聞くようなことをしないのか。やはり援護問題について改善すべき事項がその他いろいろ出ておる

とすれば、懇談会が当然問題を討議してさらに政府に意見書を提出するというのが本来のあり方だと思ふんですが、懇談会の意見書は求めなくてももうやっていくんだということなんですか。それとも、また求める問題があるという認識なのか。その辺はどうですか。

○中村(一)政府委員 懇談会とされましては、当時厚生大臣から御諮問申し上げたことにつきまして一応総合的な御答申をいたしておりますので、いまのところこの懇談会につきましては、それを開くという事はないのでございましてけれども、しかしながら、援護問題と申しますのはいろいろと複雑かつ各方面にわたる問題が多ございまして、今後またその問題によりましては懇談会に御相談を申し上げることも出てくるかと思ひますけれども、現在のところ一応御答申をいたしたという段階になっております。

○田畑委員 戦没者遺族に対する処遇が逐次改善されておることは認めますけれども、しかし戦没者遺族の方というのはほとんど老齢者が多いわけですね。また社会構造も変わっておりますし、経済状況も変わってきておるし、あるいは物価の上昇その他環境がきびしくなっておりますが、この援護法の対象になっておる人の方の実態というものはいまだどうなっておりますのか。おそらく厚生省としても実態調査をやっておりますが、その実態調査に基づく現状はどうなっておりますかを報告願うとともに、これに対してどのように手を打ってきておるのか、この点を御答弁願います。

○中村(一)政府委員 援護法の対象で一番老齢化等の状況が顕著でありますのは、御承知のとおり遺族年金あるいは遺族給与金の受給者でございまして。私も、年金受給者につきましては、年齢構成別にその状態を見ておるのでございますが、四十五年の三月末におきまして、七十歳以上と、一応四グループに分けてまして、七十歳以上、六十五歳から七十歳、六十歳から六十五歳、六十歳未満という四段階に分けますと、何と申しましてもやはり一番多いのは七十歳以上でございまして、遺族年金の場合、この該当者が約六〇%でございまして。その次が六十歳未満の一九・九%、それから六十五歳から七十歳までの一二・四%、六十歳から六十六歳の八・二%というような状況でございまして、お示しのとおり受給者等が非常に老齢化しているというところがわかる次第でございまして。

○田畑委員 いまのように、遺族年金であるとか遺族給与金を受けておる遺族の方々は、七十歳以上の人が六〇%以上を占めておる、こういうことでございまして、さらに、今日一番大きな問題である老人問題の中で、ひとり暮らしの老人世帯とかあるいは夫婦きりの世帯であるとか、こういうような人が最も深刻な老人問題の一つであります。これは厚生省のことだから当然やっておりますが、これは厚生省のことだから当然やっておりますか。年々ともいふお年寄りといわれるのは、やっぱり夫婦ともに健在で、しかも家族の方と一緒に楽しく生活ができる人の方が老人層において多いへんと思はれておる人といわれておるのか。また、年々ともいふ程度にのぼっておりますが、そのような人の方が多々ございまして、どうしても配偶者がいない人の方が多いのでございまして、そういう面からとらえた場合に、老人層の構成がどうなっておりますのか、この点もひとつお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○中村(一)政府委員 ただいまここに詳細な報告書は持ってきておらないのでございまして、遺族の実態調査に關しましては、昭和四十三年の十一月、十二月の二回にわたりました。特に戦没者の父母、祖父母について行なっております。また恩給局におかれまして、昭和四十二年に公務扶助料を受けるというにつぎまして恩給の効用調査というものを行なっておりますのでございまして、私どももいたしましてはそういう恩給局の調査等も参考をいたしまして、こちらの検討もいたしておる次第でございまして。

○田畑委員 もっときめのこまかな調査が必要

じやございせんかね。局長の答弁によれば、この援護法の年金関係の受給者のうち、七十歳以上の人が六〇%だ、こういうわけですが、しかし厚生省ではもっときめのこまかな老人層の調査をやっているのでしょうか。そのような調査の上に立つて援護法などについても適切な措置が講じられると思うのだが、こういう点は、そのような調査はないのですか。

○中村(一)政府委員 説明が不十分でございまして、おっしゃいますとおり、私どももいたしましては遺族の方々の実態をつかむべくきめのこまかな調査をいたしているところでございまして、戦没者の父母等に対する実態調査では、特に老齢化している遺族の実態把握を目的といたしまして、老齢化対策のために行なっておりますわけでございまして、老齢化の実態といたしましては年齢の状況あるいはその健康のぐあいがどうであるかという点、それから健康の状況につきましては一般的な健康のほかに、配偶者と離別された單身者の方々ににつきましての介護者の状況であるとか、あるいは、職業に従事している者は非常に少ないわけでございますけれども、この職業の状況あるいはその生活保護率の状況、現金収入の状況といったような点を重点的に調査をいたしているところでございまして。

○田畑委員 今度遺族年金とかあるいは遺族給与金その他の引き上げ措置が講じられておりますが、公的年金との併給制限の問題についてはどのような取り扱いになっておるわけですか。

○中村(一)政府委員 これは制度といたしましては、年金法のほうでその調整をはかる規定となっております。

○田畑委員 年金局長はいないわけですか。

○内田國務大臣 私が答えたいと思います。

こういうことになつたわけですが、また四十六年度の措置として昨年この委員会でも私も強く指摘したわけでありましたが、入賞、帰郷途上における死亡者の遺族に対する措置、これがまた同じく一時金として十万円、四十六年度、四十七年度で実施する。対象者が二百名、こうなつておりますが、私達が去年質問いたしましたときには外地から復員途上にある者、外地から来た復員者等についてはもうすでにこの法律ではつきりうたわれておるが、なぜこれと同じ取り扱いができないのか、こういう角度で取り上げたわけでありますが、今回は一

てきたわけじゃないのでございまして、もつとこの問題についてはその他との均衡という面からこれをひとつ取り上げて検討してもらいたい、こう私は思うのです。

先ほどにちよつと戻りますけれども、この公的年金との併給制限について、今回の援護法に基づく遺族給与金あるいは遺族年金等について福祉年金と併給できるということがこの説明書の中にないの、どうしたわけですか。

○中村(一)政府委員 併給の調整の問題につきま

うなりしたが、来年は一体これはどうするつもりですか。この格差の是正についてはどういう考えを持っておりますか。

○中村（一）政府委員　私どもといたしましては、大筋といたしまして援護法の体系といたしましては、軍人、軍属、準軍属の間におきますところの格差というものをできるだけ縮めていきたい、これが恩給法と違いました援護法の大きな特色でもございますので、先生おっしゃいましたとおり、そういう格差を解消していくというふうな方向で進んでおります。したがって、今回御提案申

るわけですね。もうあと一歩というところですね。先ほどお話がありましたけれども、この援護法が適用を受ける人方というのは七十歳以上の人が六〇％以上を占めておる。年とともにこの傾向はますます深くなるばかりですね。そういうことを考えますと、援護法の精神から見るならば、軍人と軍属の格差であるとか、準軍属の中でも被徴用者とその他の準軍属との間に格差を残しておくというのはいかなるものであろうか。もうこのあたりでひとつ援護法というものをもっと抜本的に再検討してみたらどうか、こう思うのですね。大臣は頭がい

いから、援護法をお読みになれば何でもすらすらと頭に入るかもしれないが、毎年毎年次から次に追加してきて、援護法を読むのにどれだけ苦労をするか。とても読めるものではないのです。読んでみたって、前のものとあとのものがどういう関連があるのか、理解しづらいことはなはだしい。これは援護法の局長以下部長が、自分たちのなわ張りをおもひながら見ていることを許さぬためにこういうことをやっているのかとすら私は思うのですが、法律というものは親しみやすく読みやすく、だれにもわかるように——われわれが読んで苦勞するのだから、国民一般がこの法律を読んでわかるはずがないでしよう。援護法についてはいつこの辺で再検討してみたらどうかと思うのですが、大臣どうですか。

○内田国務大臣 おっしゃるとおり同感の点もございます。また同感でない点もございます。それは、援護法でカバールをされている方々についての国の処遇を社会保障、社会福祉ということにしてしまえば、おっしゃるとおりきわめてすっきりした簡単なものになると思いますが、実際はそうではないに、恩給法でカバールをされない人々であつて、しかも戦争犠牲者として国が国家補償的に処遇をすべき人についての法律体系でございますために、どうしても戦争関連の身分とかあるいはその職務の内容とかいうものが恩給法と同じように論ぜられていくことになるわけでございます。それが第一点でございます。

第二点は、私は非常に人類に対する同情心をたくさん持つ者でございますから、こういう問題は最大限まで広げたいと思ひますが、従来必ずしもそうでなかったために、各方面からいろいろ御要望があるたびに、いままでは論ぜられなかった問題にならなかつたようなケースが、意識の高揚とともに援護法の中に取り上げられるように、毎年毎年なつてきています。もうこの辺でシャットアウトだ、こういうことにし得なかつた。また、その面ではしないほうがいいんで、今後とも、そこまでいっているんならこゝまで対象にし

てほしいというようなケースもございますので、もう少ししばらくこの体系で検討を続けまして、大体この辺で総合的な社会保障と国家補償の観念をもつ少し割り切つたような形にしようものごとを取り上げるような時期もやがてはくるのではないかと、そういう気がいたさないわけではございませんが、それまでの間は、厚生省の役人になるべく人におからぬようなことにして自分のポストを維持していることをやめて、むしろいろいろの御要望を入れていけるような間口をまだ残している、こういうふうには善意に解釈していただまして、中身の改善、前進には私は前向きにためていきたいと考えます。

○田畑委員 まず当面は中身の改善を進めていくという大臣のあとの答を前提として、先ほど局長の答えの中に、懇談会の中でもいろいろ検討されたけれども消極的になつていくということでありますが、これはすでに質問にあつたと思ひます。また、この法律を審議するときは、再婚して解消をした妻、死別を含む、これに対する遺族年金の支給について、期間を延長すべきでないかということとはしばしば議論をされるわけです。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕
昨年おされたのですが、この条項によれば昭和二十一年から二十七年までの間に再婚し解消した者についてはこの援護法を適用しようということになつておりますが、この点については懇談会等でも議論してもらつた問題じゃないかと私は思ひます。それからもう一つ、あなたの先ほどの答の中にもあつたかと思ひますが、同じく戦没者の死没後婚姻によつて氏を改めた父母等については遺族年金が支給されていませんが、こういう人方についても遺族年金の支給対象として取り上げてほしいのではないのか、このように考えておるのです。この点について厚生省としてはどう考えておるのか。今後この問題をさらに懇談会等を取り上げて検討してもらつたという用意があるのかないのか。あるいはこれはもうだめだといつて議論の俎上にも乗せないつもりなのかどうか、このあたり

をひとつ伺つておきたい。

○中村（一）政府委員 いま御指摘いただきました二つの点は、いずれも懇談会とされましては、検討の結果消極的態度をおとりになつた点でございます。

なお、先ほど先生の御質問に私間違つた答弁をいたしておりますので、訂正をさせていただきます。改氏の父母に遺族年金を支給するという点につきまして、特別給付金を支給することにしたと申し上げましたのは間違ひでございます。先生のおっしゃいましたとおり、これについては何らの措置もなされていないわけでございますので、訂正させていただきます。

それで、この二つの点につきましては、私もこれをもう一度懇談会にかけるといふことは、現在の段階においてあるいはいかなるものであろうかと思ひます。しかしながら、この二つの点につきましてはいろいろ議論のある点でございます。したがつて、私も私どもといたしましては、今後とも実態等をよく把握いたしまして検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えでおるところでございます。

○田畑委員 父母の氏を改めた問題……。

○中村（一）政府委員 戦没者の死没後に婚姻によつて氏を改めた父母、租父母にも年金を支給すべきじゃないかという御意見でございますが、この点も他の国の制度等との均衡におきまして種々の問題がございます。しかしながら、御指摘のとおり、そういう実情もあることでございますので、今後とも検討をさせていただきます。こう考へておる次第でございます。

○田畑委員 それから、勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍族、準軍属については今回の改正で十分の七・五相当額の遺族年金を支給することになつておりますが、本邦における勤務に関連した傷病に併発した傷病によつて死亡した軍人、軍族等の遺族に対して一時金を支給するといふ問題、これはどうなつておるわけですか。今後どのように取り上げようとしておるのですか。

○中村（一）政府委員 本件につきましては、遺族一時金という制度は、死亡者在職期間中公務により負傷し、または疾病にかつたが、その公務傷病によつて死亡したものであるという立証が得られない事例がしばしばあることにかんがみまして、これらの方々の遺族につきまして特別に設けられたものでございます。公務傷病ではない、しかも本邦等における勤務関連傷病に併発した傷病による死亡まで処遇するという点につきましては、なかなか困難ではないかと私も考へております。

なお、先ほど申し上げたかと思ひますが、懇談会におきましては、その支給は適当ではないという消極的意見が示されておるところでございます。

○田畑委員 懇談会の意見もそのように積極的になつております。そうすると、大臣の先ほどの答の中、今後さらにいまの体系で、いままでの方向で内容を改善していこう、こういうお話がございましたが、今後改善を加えるとするれば、具体的にどういふ点をあなた方は頭に置いているのか。これはどういふ点かまた援護法の一部改正が出てくるわけで、これは恩給、年金その他の引き上げに伴つて、援護法に基づく諸給付についても当然引き上げ措置は講じられると思ひますが、その内容の改善とか対象範囲の拡大とか、こういう点から見た場合に、これから援護法で取り上げねばならぬ問題をどういふふうな考へていらつしやるわけですか。

○中村（一）政府委員 いわゆる未処遇の問題の解決につきましては、今回御提案申し上げました改正案におきまして一応の解決ははかられると思ひますが、この点から先から先らばどういふ方向でいくかということでございます。私も、私どもはやはり本来の遺族年金、障害年金等の年金額というものは、やはり物価等に相応して年金額を上げていくということ、並びに軍人、軍属あるいは準軍属の方々の間におきまして格差の解消につとめるということで、やはり明年度といたしましては引き続き改善をいたしたいと考へており

ます。

その他いろいろお触れいただきました、あるいは問題になっておりますところの問題につきましては、しばらく検討の機会を与えていただきたいたし、もちろんそういう問題につきまして、私どもといたしましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、四十七年度以降の問題につきましては、もうこの夏に結論を出す必要に迫られているわけでございますから、その他の問題につきましてもこの夏を目標にいたしまして、たゞいま検討を続けているという段階でございます、具体的にどのくらいかというところにつきましては、まだ申し上げるまでには至っていない次第でございます。

○田畑委員 大臣、いまの局長の答弁を聞いておると、毎年年金の引き上げであるとか、あるいは軍人、軍属、準軍属の格差、準軍属の中における被徴用者その他の準軍属との格差の是正、言うならばこのあたりに問題は来てしまったということなんですね。そうしますと、やはり私はこのあたりで援護法全体というものを直して、法律の体系から内容にわたって、もつと抜本的に再検討の時期に入っておるのじゃないか、こう思うのです。局長はいろいろ一生懸命に答えていらっしゃるようですが、局長自体としても、このむずかしい法律内容について、頭でそらんじて私の質問に答えるということとはなかなか容易でないと思うのです。私の質問だけでなくて、委員の質問にですね。本職の局長ですらやはり書いたものを読まぬとなかなか答えることができぬほどの複雑なんです。こんな複雑な法律をいつまでもこのままにしておいて、そして内容はどうかという、さほどでもない内容なんですからね。これはやはりこの際整理してみたらどうかと思うのです。局長、どうなんですか、あなたもこの間国立公園部長から援護局長に栄転をされて、きょうの日に備えて一生懸命勉強しておいでになった、その努力はありありと見受けられますけれども、このあたりでこの法律はもつとわかりやすいように、だれが局長になっても読んだらすぐわかるよ

うに、援護法については全般的に体系なり内容なりを改めたらどうか、こう思うのですが、この点はどうでしょうか。

○内田国務大臣 大ざっぱに申し上げますと、私も同感でございます。そろそろそういう時期に来てゐるのではないかと思います。しかし、きょうの附帯決議にもございませうですが、まだ未処遇者と考えられる方々の問題もございませうので、さつき私がもうここで窓を閉じてしまふ、入り口を閉じてしまふことはいかがかと申ししたことも、そのようなことも含むわけでございます、大体もうセツトしたということでありまして、体系よりもさらに複雑で、御説の中で、租税特別措置法よりも同感でございますので、この次の国会にそういう整備法を出さぬかというところはお約束できませんが、ぼつぼつこの問題は研究にかからせたいと考えております。

○田畑委員 私、最後の問題として、未帰還者についてちよつと触れたいと思うのです。昭和四十四年三月一日現在の未帰還者数については、昨年の国会で資料として見ておりますが、一年後の昭和四十五年三月一日の未帰還者数はどうなっておるのか、その数について異動が出ておりますが、その内容等について御説明いただければありがたいと思います。ところが、ことしのこの予算措置では留守家族手当の支給はわずか二十三人となつておりますが、これだけの未帰還者の数があるのに留守家族手当が二十三人分というところはどうか、その辺についてもひとつ御説明をいただきたいと思うのです。

○中村(一)政府委員 まず最後の御質問からお答え申し上げます。

留守家族手当の支給の対象となりますのは、未帰還者の方のみ日本に帰つていらつしやるとするならば留守家族の方を主としてその方々の収入で生計が維持せられると認められる場合、そういう生計を維持しておられる方がまだ帰つてこないという場合に限られるわけです。それからまた、未

帰還者と申しますのは、過去七年以内に外地でまだ生存しておると認められるに足る資料がある場合でございます。そういうわけでございませうので、当初申し上げましたとおり、現在の未帰還者の方々の中で生計の責任者であるという方々でございます。その中には、現在帰つてきていない方々の約四割が婦女子の方々でございます。その他の方々につきましても、戦争に参加された時期が非常に若い時期であつたところから見て、若年層の方であつた場合が大部分でございます。留守家族手当を支給されている方は少ない。留守家族手当を支給されている方の数は非常に少ないというところはそういうところからでございます。

それから未帰還者の方々について申し上げますと、四十四年度の当初におきまして四千三百二十一名の未帰還者がおられました、その方々が翌年度におきまして三千九百九十二名というふうに減少いたしております。

○田畑委員 未帰還者の調査ということをお尋ねしますが、どのように毎年調査なさつておるのか。それから終戦前後のある時期に南朝鮮において消息を絶つた状況不明の未帰還者二百四十五名の調査を四十二年六月韓政府に依頼したが、まだ回答がない。この点について私は昨年この委員会でも質問したところ、厚生大臣は、すみやかにひとつ調査と善処をしよう、このようにお答えになつておるのですが、厚生大臣はお忘れになつたと思ひます。これは外務省を通じてその後のようになつておるのか。私が申し上げたいのは、遺骨収集の問題等先ほど取り上げられておりました、それが、それも当然のことだと思ひますけれども、未帰還者の実情等の調査、あるいははいはい私が指摘したような問題等については、外交当局を通じて実情を調査して、その実態に即して援護措置を講ぜられるべきであるし、また講ずることが行政の大仕事である、こう思つておられますが、この点についてどうなつておるのか、お答えいただきたい。

○中村(一)政府委員 韓国の地域におきます未帰還者二百四十五名の名簿を昭和四十二年六月に韓国政府に送りまして調査を依頼いたしております。昨年厚生大臣がお答えしたところでございますが、これにつきましてはまだ回答が来ていないわけでございます。なお、このことにつきましては、引き続き外務省を通じて調査方につきお願いしたいと思つております。

それから未帰還者の調査でございますが、このことにつきましては、厚生省といたしましては、その調査につきましては、日常の業務としてありとあらゆる方法を使いまして実態の把握につとめております。したがって、あるいは個人的な通信、聞き込み、いろいろな団体等による調査、赤十字間における調査あるいは政府間交渉等、いろいろな情報を使つて把握につとめておるところでございますが、なお回答がなくて十分つかぬ点もございましてまことに遺憾でございます。このことにつきましては、今後とも努力を重ねていく所存でございます。

○田畑委員 最後に私は一言だけ希望を申し上げます。

未帰還者の状況調査などについて私が昨年大臣に質問して大臣が答えなされたことを一年後の今日、同じ問題について同じことばで質問してみると、答えはやはり同じなんです。できるだけ手を尽くして調査するということとは認めて復がない中共地域について調査することは非常に困難であると思ひますけれども、それでも八方手を尽くして調査に努力しておるということは認めますが、お隣の韓国との関係などというのは、国交が正常化されておるのだし、正常の外交ルートを経て調査することも可能なわけですね。そしてまた、昨年大臣はこの問題に対して善処するということ約束されておるのだけれども、一年後の今日同じようなことばで局長が答えておる、こういう一事を見ても、私は未帰還者の状況調査などについてどれだけ誠意を持って当たつておるのかというところを疑問に思ひます。法律の審議に際してこの答弁用語としてお使いになることは全く困つたこ

とだ、こう申し上げておきたいわけです。どうかこの問題については、約束したことは実行してもらおうということ、さらにまた、後ほど法律の採決に伴って附帯決議も出るでございましょうが、毎年この法律については附帯決議が出ておるわけで、それじゃ附帯決議がどの程度に実施されておるのかと申しますと、同じ附帯決議の文章を毎年繰り返さざるを得ぬということを見ますと、先ほどに返りますが、私はやはり懇談会等において問題点をさらにもう一度洗い直して、法律の改善に努力を払っていただきたい、このことを強く私の要望として申し上げて、私の質問を終わります。

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 ただいままでに委員長の手元に、伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より本案に対する修正案が提出されております。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条ただし書中「同年四月一日」の下に「(この法律の公布の日が同年四月二日以後であるときは、公布の日)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときはこの法律による改正後の戦傷病者特別援護法等第十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

○倉成委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。伊東正義君。

○伊東委員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる修正案につき、四党を代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略させていただきますが、その要旨は、本法律案中、戦傷病者特別援護法による療養手当の改定規定については、昭和四十六年四月一日から施行することとなっておりますが、この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用することとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 修正案について御発言はありませんか。

○倉成委員長 なければ、これより戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。伊東正義君外三名提出の修正案について採決いたします。

まず、伊東正義君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、本案について、伊東正義

君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 今日の経済成長の実情並びに戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、これら老齢者及び妻の優遇措置を講ずること。なお、援護の水準をさらに引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。

一 準軍属に対する処遇については、軍人軍属との格差をさらに縮小すること。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、さらにその改善に努めること。

一 戦後二十数年経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

一 未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、その実態の把握に万全を期すること。

一 遺骨の収集については、さらにこれを推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案については伊東正義君外三名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。厚生大臣内田常雄。

○内田国務大臣 ただいまの附帯決議に對しましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後におきましてこれが実現に努力いたしたいと存じます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣内田常雄君。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條の表中		第二八條	
第二八級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二九級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満

を

第三〇級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第三一級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第三二級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第三三級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	

に改める。

第三十四条第一項第一号中「四百円」を「四百六十円」に改める。

第三十七条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。

第六十条第二項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第六十条第二項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

2 前項の規定により支給される年金たる保険給付が遺族年金である場合には、同項の規定にかかわらず、当該遺族年金の額の計算の基礎となる基本年金額から当該遺族年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額の限度において、他の年金たる保険給付（他の年金たる保険給付が二以上ある場合には、その者が選択するその一の支給の停止を行なわない。）

この場合において、第三十八条第二項中「当該遺族年金の額の計算の基礎となる基本年金額から当該遺族年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額」とあるのは、「十三万二千円から当該従前の例による年金たる保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を控除して得た額」と読み替へるものとする。

第五十條第一項第三号中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十八條第二号中「被保険者」の下に「失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつ

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項の表中、第三三級 一三四、〇〇〇円 四、四七〇円 一三〇、〇〇〇円以上

第三三級 一四二、〇〇〇円 四、七三〇円 一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満に改める。

第三四級 一五〇、〇〇〇円 五、〇〇〇円 一四六、〇〇〇円以上

第二十三條第一項中「祖父母」の下に「第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス」を、「死亡当時」の下に「（失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第四項、第二十三條ノ三並ニ第二十三條ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ）」を加え、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラルベキ年金タル保險給付ガ職務上ノ事由ニ因ル障害年金又ハ第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ障害年金ニ在リテハ其ノ額ノ中第四十一條第一項第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額、遺族年金ニ在リテハ其ノ額ノ中第五十條ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額ノミニ付其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ一部ノ支給ガ停止セラルル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル年金タル保險給付ガ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ナルトキハ其ノ額ニ付テハ第四十一條第二項乃至第四項ノ規定ノ例ニ依ル

第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル年金タル保險給付ガ遺族年金ナルトキハ同項及第二項ノ規定ニ拘ラズ当該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト為リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）ヨリ当該遺族年金ノ額（加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ第五十條ノ二第一項第三号ロ及

ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス）ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テ他ノ年金タル保險給付（他ノ年金タル保險給付ガ二以上アルトキハ其ノ者ノ選択スル其ノ一）ノ支給ノ停止ハ為サズ

第三十五條第一号中「九万六千円」を「十一万四千四百円」に、「六千四百円」を「七千三百六十円」に、「四万八千円」を「五万五千二百円」に改める。

第四十一條第一項第一号ロ中「四万八千円」を「五万五千二百円」に改め、同項第二号中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十條第四号中「除ク」を「除キ失踪ノ宣言ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニシテ行方不明ト為リタル当時被保険者タリシモノヲ含ム」に改める。

第五十條ノ二第一項第二号ロ中「一万二千円」を「一万三千八百円」に改め、同項第三号ロ中「二万四千円」を「二万七千六百円」に改め、同条第三項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項及び附則第十三條第一項中「合算した期間」の下に「明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間」を加える。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條第一項中「六年」を「十一年」に改める。

に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第五條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「四百円」を「四百六十円」に改め、同條第四項第一号中「四百円」を「四百六十円」に、「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九條第一項中「六年」を「十一年」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第三十七條、第百三十六條及び第百六十四條第一項の改正規定、第二條中船員保険法第二十三條第一項の改正規定(同項中「祖父父母」の下に「(第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父父母及兄弟姉妹トス」を加ふる部分に限る)並びに同法同條第二項及び第二十七條ノ二第三項の改正規定、第四條の規定並びに第五條中船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十九條第一項の改正規定は公布の日から、第二條中船員保険法第四條第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 昭和四十六年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、同年十月の標準報酬月額が十

万円である者の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改正する。

2 前項の規定によつて改正された標準報酬は、昭和四十六年十一月から昭和四十七年九月までの各月の標準報酬とする。

第三條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第十一條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第四條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条及び附則第六條に規定するものを除くほか、その額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第五十條及び第六十條の規定により計算した額とする。

第五條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)を十六万五千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)を十三万二千円とする。

2 年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)が十三万二千円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による

年金の額の改正について準用する。

第六條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)を十萬五千六百円とする。

2 前項の規定は、昭和四十六年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第七條 前三條に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもので及び厚生年金保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第八條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第九條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第二十九條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第十條 この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七第一項の規定により支給される年金

たる保険給付が船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の例による年金たる保険給付である場合には、この法律による改正後の同條第四項中「当該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト爲リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十シテ計算シタル額トス)ヨリ当該遺族年金ノ額(加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ第五十條ノ二第一項第三号ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス)ヲ控除シタル額」とあるのは、「十三万七千二百八十円ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保険給付ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額」とする。

第十一條 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条から附則第十五条までに規定するものを除くほか、その額を、それぞれ、この法律による改正後の船員保険法第三十五條(第三十九條ノ三においてその例による場合を含む)、第四十一條及び第五十條ノ二並びにこの法律による改正後の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十六條第三項及び第四項の規定により計算した額とする。

第十二條 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九

て支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十三万九千二百円に満たないときは、これを十三万九千二百円とする。

第十四条 昭和四十六年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第二条第一項後段に規定するものについては、その額が当該廃疾の程度に応じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

廃疾の程度	金 額
一 級	一九八、六〇〇円
二 級	一八六、六〇〇円
三 級	一五六、〇〇〇円
四 級	一四六、四〇〇円
五 級	一三五、六〇〇円
六 級	一二二、二〇〇円
七 級	一〇五、六〇〇円

第十五条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）を十萬五千六百円とする。

第十六条 前五条に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び船員保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第

二十三条第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七条第一項又は附則第十三条第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金保険法第四十六条の三第一項又は船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第三項を第四項とし、同条第二項中「前項前段を第一項前段に」、「前項後段を第一項後段に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により支給を停止されるべき障害年金が職務上の事由によるものであるときは、同項の規定にかかわらず、その額のうち、船員保険法第四十一条第一項第一号の額の二倍に相当する額に加給金の額を加えた額に相当する部分につき、支給を停止する。
第二十六条中「九万六千円」を「十萬五千六百円」に改める。

理 由

最近における経済事情の推移にかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の年金額を引き上げる等両制度について所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田閣務大臣 ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険は、一般勤労者の年金制度として、わが国公的年金の中核をなしており、昭和四十四年にいわゆる二万円年金の実現を目ざした大幅な給付改善がはかられたことは、すでに御承知のとおりであります。給付の改善につきましても、従来は、五年ごとの財政再計算の際に行なうのを例としてきたのでありますが、最近における経済事情の推移、なにかんづく物価の上昇にかんがみまして、次期財政再計算期を待つことなく、今回、応急的に年金額を引き上げるなどの改正を行なうとするとするものであります。以下、その内容について概略を御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げについてであります。昭和四十四年の改正の基礎となつた経済諸指標のうち、消費者物価の上昇を参照しつつ、おおむね一〇％程度を引き上げようとするものであり、このため、年金額のうち定額部分を一五％引き上げることとしております。また、障害年金及び遺族年金の最低保障額についても、現在の月額八千円を、同様に一〇％引き上げて月額八千八百円とすることとしております。

第二は、標準報酬区分の改定についてであります。近年における賃金の分布と動向に合せて、現在一万円から十万円までの二十八等級でありましたのを、一万円から十三万四千円までの三十三等級に改めようとするものであります。

第三は、女子に対する特例脱退手当金支給の期限の延長であります。女子の場合、被保険者期間が二年以上あれば年齢に制限なく脱退手当金が支給される特例措置が、本年五月三十一日までの期限で認められておりましたが、これをさらに五年間延長しようとするものであります。

なお、今回の年金額の引き上げは、現にその支給を受けている既裁定者の年金についても適用されるものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。古寺宏君。

○古寺委員 最初に血友病の厚生省が把握している実数はどのくらいあるか、お伺いいたします。

○坂元政府委員 血友病患者につきましても正確な全国調査はございませんが、大体専門の学者等の意見を総合いたしますと、現在生存の患者というものは三千人くらいというふうにいわれておるわけでございます。

○古寺委員 その中で、実際に専門の医療機関で治療を受けている患者の数は、厚生省はどのくらいと把握しておりますか。

○坂元政府委員 血友病患者につきましても私のほうで医療の援助をいたしているその数字から申し上げますと、大体乳幼児が主体でございまして、乳幼児については大体二百人ぐらいということをおもひは承知いたしております。

○古寺委員 大臣が時間がないようですので、大臣にお尋ねしたいのですが、現在、わが国の血友病患者さんは大体五千人から一万人というふうな推定をされております。しかしながら、実際に厚生省が正確に把握しているのは乳幼児の二百人ぐらいでございます。こういうふうな非常に数が少ないというものは、現在のこの血友病に対する医療給付というものが非常に限定をされておりました。そのために血友病の患者が思うように治療を受けられない、これが実態でございまして、

きょうはその血友病の患者さんのことを具体的にやりたかったので、これは、血友病患者に

使うA H Gという血液製剤でございます。これが一本七千七百円でございます。一回出血いたしますと、これを大体二本使います。大臣、これおわかりでございますか。これを、多い人は一月に四、五十本使う、こういうふうにいわれております。医療費が非常にかさむわけでございます。こういうA H Gという血液製剤があつても、手おくれになつた場合にはいへんなことになるわけです。特に頭蓋内出血であるとか、あるいは出血がひどくなつて、せっかくこういうふうにいふ製剤があつても、これを使つても間に合わない、こういうような実例がたくさんございます。きょうはこのスライドを持ってきたのですが、これは間に合はなくて足を切斷した例でございます。ちよつと大臣これをあらんになつてくたさい、これは子供さんですが……現在医療給付は、六歳以下の子供で、しかも一回の出血に対して医療給付が行なわれておる。これは何とかして年齢の制限を撤廃していただきたい。児童福祉法なりあるいは身障者福祉法で何とかして医療費の軽減をはかつていただきたい、こういうふうな血友病の患者さん方はみんな心から願つてゐるわけでございます。しかも、血友病の患者さんというのは、一家のうち二人も三人も一緒にいることがございます。そういう場合には、保護者の負担も非常にたいへんでございますし、また、適切な診断、治療あるいはコントロールによつては社会生活にも非常に適応できるわけでございますが、こういう非常に医療費がかさむ問題がございます、せっかく社会生活に適応できる人が不幸にして早く死ななければいけないとか、いろいろそういう不幸な転帰をとつてゐる実例が多いわけでございます。

そこで私は大臣に、この不幸な五千人から一万人といわれる血友病患者に対して、現在のこの六歳以下、しかも年一回という出血に対する医療給付ではなくして、すべての血友病患者が救われるようなそういう医療給付の公費負担制度というものを考えていただきたい、こういうことでいま質問を申し上げるわけでございます。この点について大臣からまず御答弁願ひます。

て大臣からまず御答弁願ひます。

○内田国務大臣 私、実は法律、経済の方面を担当いたして今日に至つた政治家でございますので、古寺さんのような医学のほうの専門家のようには、こういうことに対して十分な知識は持つておりません。私が厚生省から聞いてゐるところによりますと、血友病というのはおそろるべき病気でございまして、毎年一万人につき一人ぐらいの割合でこの病氣を持つて生まれる子供がおる、したがつて毎年百人以上の子供さんが血友病の罹患者として生まれてくるというような状況で、今日この病氣を持つてゐるお子さま方が、厚生省の数字ですと三千人というふうなことを私も聞かされておりました。古寺さんのおっしゃる数字よりも少し少ないようでございますけれども、この病氣に對しましては、いまお話がございましたように、乳幼児の一般健診とか三歳児の健診とかいうことはもちろんであります、それに加えて、これに對する医療として五歳ぐらゐまでの子供を対象として、医療保険の自己負担分を公費負担をする措置をとつておる。その五歳の年齢をなぜさらに引き上げないかということにつきましては、この病氣が乳幼児に多いんだ——これは私が冒頭に申しましたように、その方面の専門家で學者でもございませぬので、その辺はわかりませんが、大体五歳以下の子供に多いので、それに対応するようう仕組みで五歳以下ということに限定してゐるものでありますけれども、この病氣がなおるものであつて、そうしていわゆる育成医療と申しますか、これまでの児童に對して国がやつてゐるような措置の一環として、あるいはまた一環としてではなしに、それを拡大したような意味において措置し得る性質のものでありますならば、厚生省は子供たちの幸福を願ひ、国民の健康、なにかよく乳幼児、児童の健全育成というものをはかつてまいることが私どものつとめでございますので、この問題をもう一度深刻に考えてもらふように、私のほうの児童局当局あるいは医療局当局なり、そういう方面と打ち合せてまいりたいと考

えます。

○古寺委員 いま大臣は、五歳以下が多いというふうにおっしゃいましたけれども、實際は小学生、中学生の時代が一番出血が多いわけですね。ところが、現在は六歳以下ということになっておりますので、せっかく予算を計上いたしましたけれども、その申請の手續が非常にめんどろである、しかも年一回の給付でございますので、もうほとんどの血友病の患者さんはこういう制度の恩恵を受けられない実情なんです。しかも、きょう私がお持ちいたしましたA H Gにつきましても、これは原料が血液でございます。先日申し上げましたように、わが国の血液事情というものは非常に逼迫をいたしております、この原料が少ないために製品も少ないわけです。ですから思うように手に入らないという方もたくさんいらっしゃるわけですね。ですから、この血友病患者に對して適切な治療をしてあげれば十二分に学校にも行けるし、また就職もできる、あるいは安心して日常生活もできる、そういう方々がたくさんいらっしゃるのですけれども、そういう方がたくさんいらっしゃるような実情なんではないかと。そこで私は、先日申し上げましたように、心臓病の患者さんをはじめとして、この新鮮血、採血をいたしましたから三日以内の血液の問題ですが、この新鮮血の確保の問題ということがいま非常に強く要求されております。この点については、先日いろいろお話をしたかつたのですが、申し上げる時間もなかつたものですから申し上げませんでしたが、きょうはこの新鮮血の確保について厚生省としてはどういう体制を考えていらつしやるか、その点については事務局長さんから最初伺ひたいと思ひます。

○武蔵政府委員 先生から新鮮血の問題についてお話がございましたが、今回の血友病につきましても、いまお話がございました新鮮血液につきましても、特に採血後三、四時間というものが必要でございます。従来はこれが医療機関と日赤との間の円滑が必ずしも十分でなかつた点がいろいろ指摘されてゐたわけでございますが、最近はその点はだいぶ改善されてきたと私もは考へておりますが、なお今後ともこういう新鮮血液、特に採血後三、四時間以内の新鮮血液が必ず供給できるというふうな体制につきましても、日赤等を十分督促いたしたい、かように考へております。

○古寺委員 こういう血液製剤の開発の研究費とかそういうものの予算が非常に少ないわけですね。そういうために血液製剤の——このほかにたくさんございまして、開発が非常におくれてゐるわけでございます。今後そういう点については厚生省は積極的に研究費をつぎ込んで、そうしてこういう問題の解決をはかつていただきたいと思ひます。

○内田国務大臣 私はまことにけっこうなことであると存じます。そもそも厚生省というのは、人間の福祉と人間の医療、保健といふものを担当をいたしておる役所でございます。国民の福祉といふものがそういう医療面に関係を持つところが多いので、こういう仕組みになつておると思ひます。非常に多いがために、私はその二つを分けないうで、こういう仕組みになつておると思ひます。そので、いまの血液の分画製剤の問題にいたしましても、あるいは血友病に對する療育医療と申しますか、育成医療と申しますか、要するに公費によつて処置する体制なども前向きに、ということには積極的に取り組んでまいり、また、そのための研究費などにつきましても、できるだけ、そういう方面の予算を財務当局とも協力しながら充実にしてまいりたいと思ひます。

ただ、私はしつとでわかりませんけれども、そういうお持ちいただいたような血液の分画製剤を補充するだけではまことにお氣の毒な話で、何とか治療の方法、手術なら手術あるいはその他の方法はあります、そういう血友病の乳幼児あるいは児童が、この病氣を克服してりうばな成人になり得るような治療の開発というよりなこと、これも私のほうから古寺医学博士にも御協力をお願いしたいと思ひます。

○武蔵政府委員 いま先生のお話しの血液分画製剤が新鮮血液を補完するものとして非常に必要なのではないかと、現在予算的に血液分画製剤の研究費は千七百万程度でございます。今後ともこれを充実につとめまして、新鮮血、それからそれを補う血液分画製剤の研究開発等にお努力いたしたい、かように考えております。

○古寺委員 いま大臣は一千七百万円といいますが、これは相当の研究ができる、こうお思いになるんじゃないかと思うのですが、一千七百万円の内訳というのはほとんど冷蔵庫を買っただけなんです。日本はこういう実態でございます。また、血友症の研究費も一年間に百二十万円出ております。ところが、研究費を十二の大学で割るので、一つの大学に十万円なんです。ところが、さらにそれに節約がかかります。そうしますと何も研究ができないのです。宇宙開発も、海洋開発もけっこうです。しかし、われわれ人間の生命の科学の研究が七〇年代の一番大事な課題ではないかと私は思うわけです。医療費が膨大な赤字をかかえて、今健康も改正しなければいけぬとか、いろいろ問題になっておりますが、こういう根本的な問題を解決しなければ医療費の問題等も私は解決できないと思うわけです。わが国の科学振興関係の予算を見ましても、諸外国に比べますと非常に少ないわけです。こういう面については、今後厚生省としてもっと積極的に取り組んでいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。どうか大臣からも一度御答弁をお願いしたいと思います。

○内田国務大臣 私も全く賛成でございます。私は厚生大臣になりましたのは初めてでございますが、かなり長い間政治家の立場にもおりましたし、また社会人としていろいろな方面に友人がございまして、それらの諸君が私に言うのに、厚生省はもっと研究費というものを拡大充実すべきである。研究費が足りないものでありますから、科学技術庁の研究調整費の協力をお願いいたしました、あるいはまた文部省関係の研究費に依存したりするようなこともあるようでございます。それはそれでけっこうなんですけれども、厚生省自体のこういう方面に対する研究費というもので得る限り充実いたしてこそ、厚生省の意義があると思ひます。今回は健康保険の改正法案も出してございまして、そういう方面でエンドレスの赤字対策というものもやるつもりであります。そういうことができません。しかしこれはそれが条件ではございませんけれども、金を節約することだけが厚生省の存在意義ではありませんので、一方においてそういう対策をやります以上は、他方において、出すべきものは出すということをやりますように、私は省内をも督促し、また大蔵省の財務当局にも深い理解を求めてまいりたいと思ひます。

○古寺委員 大臣がもうお出かけになると困りますので次に移りますが、一九七〇年の五月十五日の第二十三回WHOの総会におきまして、喫煙と健康に関する報告というのを採決いたしました。この件につきましては、厚生大臣のほうにもWHOの事務局長のほうから通知が参つて、そしてこの報告に対する厚生省としての今後の態度というものをいろいろと検討していらつしやうと思ひますが、厚生大臣の考えについて承りたいと思ひます。

○内田国務大臣 そのWHOの事務局長からの報告を、実は私はたんに読んでみました。その報告の内容は、今度始めて読んだものではございません。昨年、その当時におきまして、たんに読んでみたが、たしか英國のその方面の研究をされておられる一人の学者と、また米国の同じような学者と、そのお二人から、たばこのニコチン、タール等による害毒の問題をWHOの場に深刻に持ち出されまして、そして報告をこの両ドクターからWHOにされております。それをWHOで取り上げまして、取り上げた結果を、WHOからのわが国への報告あるいはその他の諸国への報告という形ではなしに、そういう問題が両博士の報告としてWHOの総会において議論をせられた、そして、それ

について事務局長に適切な措置をとることを総会がきめた、こういう事務局長からの通報でございました。しかし、これより先厚生省におきましては、ガンの研究費というようなものを御承知のとおり相当支出もいたしてございまして、この研究の中におきましては、現在のガン研究所の担当医官が、たばことガンの疫学的な研究をかなり突き進めておるわけでございます。そのような研究の結果、あるいはその国際的ないろいろな資料に基づきまして、私も厚生省におきましては、喫煙というものが肺ガンのみならず循環系統などにも悪影響を及ぼすものであるという考え方をもちまして、しばしば専売当局にも厚生省の考え方を通告をいたします。一方、成人医療週間と申します

か、そういうような行事が毎年厚生省の指導のもとに全国的に行なわれておりますので、そういう機会におきましても厚生省の右のような見解、これに対処すべき国民の注意というようにものをリーフレットのようなものにいたしまして、厚生省自身はこのことにつきまして国民の注意を喚起をいたしております。しかし、たばこの害そのものは、法律的に申しますと、食品衛生法をもって厚生大臣みずからこれを律することができません。別にたばこ専売法という法律がございまして、それで律することになっておりますので、チクロの排除と同じような形はとれない仕組みになつておりますが、専売公社並びに大蔵省に對しましては、いま申しますように、私どものほうからこれに対する善処をかなりきびしく実は要求をいたしてまいつてきております。専売公社におきましては、たばこに関する特別の審議会のようなものをつくられてこの問題を取り上げられたときも、私どものほうから、公衆衛生院の院長に對して厚生省代表として特別委員に加わるようなそういう御要請もございまして、公衆衛生院の院長の曾田博士なども、厚生省のいま申しますような考え方を代表する意見をこの審議会におきましても述べておるわけでございます。また、専売公社自身も、その機構の中でいろいろな研究所もあるよ

うでございますし、また研究費を支出して学会等に対しまして委託研究もされておるようでございますので、この問題は深刻にその方面でも取り上げられておると思ひます。

ただ、私どもの研究が、従来は疫学的の結果がおもてございまして、病理学的の因果関係が十分立証される段階に至つておらないというところに若干の問題は残されておるようでございしますが、しかしその方面におきましてもだんだん研究が進んでまいつてきておりますので、私どもも従来の態度をくずさないでまいる、こういうつもりでおります。

○古寺委員 大臣は、たばこはいわゆる有害である、こういうふうにお考えでございまいしょうか。

○内田国務大臣 いま申しましたとおり、健康と密接な関係がある。ことに肺ガン並びに心臓疾患等とは疫学的に見て密接な関係があると私は考えます。でありますから、私はたばこはこれのまなにとにいたしてまいります。

○古寺委員 そうしますと、アメリカへ売られていくハイライトでございまして、日本のたばこでこのアメリカに売られていくハイライトの包装の中には「喫煙は健康に危険です」というふううにきつと印刷が入つてゐるわけですか。「喫煙は健康に危険です」という警告がなされております。ところが、わが国で売られてゐるハイライトにはこれがありません。ですから、有害である以上は、当然その有害であるという表示をすべきである、こういうふうに考へるのですが、厚生大臣はどうでしようか。

○内田国務大臣 アメリカにおきましても、私が承知いたしておりますところでは、二段階を経たようでありまして、有害であるという表示は最近そうすることになつたはずでありまして、それまでは好ましきものではないという表現でございしたか、何か別のもう少し間接的な表現でございしたか、最近たいへんきつくなつたようでございます。そこで、アメリカに輸出するたばこにつきましては、そのアメリカの法制上のたてまえ

に従ってそういう表示をしなければアメリカへ売れない、買ってくれない、こういうことから専売公社がそういうことをやっているようでありま。ただし世界じゅうでそういうことをやっているのは、アメリカのほかはたしかアイスランド、それからオーストラリアの中のクイーンズランド州が何か、現在においてはその三地域だけである。しかし、各国ともその問題については深刻に取り上げつつあるようでございますので、今後その国の範囲などはかなり広まると思ひますので、そうした影響は当然日本のたばこ専売事業、また、たばこ専売法のたてまえにも波及をいたしてくるものと私は考えます。

○古寺委員 時間がありせんので残念ですが、厚生省が昭和三十九年の二月六日に公衆衛生局長から各都道府県知事、それから指定都市の市長にあてた通達がございます。これは「喫煙の健康に及ぼす害について」という通達で厚生省から出ているわけですが、それからもう一つは、児童局長通達として「児童の喫煙禁止に関する啓蒙指導の強化について」、喫煙は有害である、こういう考え方からこういう通達が出ております。したがってまして、それは確かに病理学的な因果関係は現在まだはつきりしない部分があつても、有害であるというところは、疫学的ないろいろな調査その他でわかっているわけです。しかも、こういうふうなWHOの勧告も出ているわけでございますので、当然たばこについては——ちやうど火気厳禁であるとかあるいは交通信号とか危険信号があるように、やはり国民の健康を守るという立場からこういう警戒警報を、いわゆる有害表示と申しますか、こういうものをはきちつと日本のたばこにも表示すべきではないか、私はそういうふうにも考えるのですが、大臣はいかがでございますか。

○内田国務大臣 正直に申しまして、厚生大臣の私が、日本の国内で大臣である立場において、いまそれを大声をもって述べることは非常にむづかしいのではないかと考えます。でありますから、健康に有害か無害かということにつきましては、

私はいまも慎重なことばで、有害だ、こういうことばを述べないで、間接的な表現をいたしたのもその意味でございます。とにかく日本にたばこ専売法という法律がございます。それでたばこにつきましては、製造から、包装から、その様式から、たばこの種類から、すべてそちらできめてまいる、食品衛生法の中に取り入れてない、こういうたてまえでございますので、私は他の委員会等において質問がありますたびに、同じようなことを大蔵大臣が聞いている前で述べまして、大蔵大臣はすべからず厚生大臣の顔色を見ながら、顔色をうかがつてたばこ専売法というものに対しては、こゝろ、こういうことを実は申し上げております。この大蔵省のたばこ専売事業の運営につきましては、私はなるべくこゝろ顔色を見せるようにいたしたいと思ひます。

○古寺委員 そうしますと、都道府県知事や市長さんには、たばこは有害であるという啓蒙をなささい、そういう措置をなささいというのを厚生省が通達を出して、その有害であるものを販売するほうの、製造するほうの専売公社については、厚生大臣はこゝろ顔色をしてじつと見ています。これでは片手落ちじゃないか、こう思うわけですが、ですから、やはりアメリカがやっているように、あるいはWHOが勧告をしているように、きちつとした有害表示なり、さらにはまた、たばこの中に含まれていゝるそういう有害物質のいわゆる上限の限界をきめて、国民の健康というものを守つていかなければいけないのではないかと、私はこういうふうにも思うわけです。その点は、厚生省がいままでおやりになつてゐること、いまWHOの勧告が出て、大蔵とのいろいろな折衝の段階での厚生省の態度というものと非常に相反してゐると申しますか、非常にしつくりこないものがあるわけですが、その点については、こゝろ顔色をして大蔵省を監視するというのはなしに、厚生省としては、いままではこうやってきたが、今後はさらにこういうふうな大蔵省に対していゝる有害表示をさせるとか、あるいはこういうふう

な措置をさせるように積極的に働きかけるとか、そういう大臣の決意を私は伺ひたいわけですが。

○内田国務大臣 これは法律上の権限問題を言うことは私は必ずしも適当な答えにならないと思ひます。厚生大臣は、たばこ専売法に基づいたこの製造あるいはその包装なりその表示なりというところにつきまして、指図権は法律上はないわけでありまして、法律にあつてもなくとも、国民の健康を守るという広い意味における立場は、厚生大臣は姿勢として当然示すべきであると私は考えますので、法律上の権限は別として、先ほど来申しますように、大蔵省に對しましては実は申し入れもいたし、こゝろ顔もいたし、またかなり大蔵省からの御批判はあつたようでございますが、都道府県知事に対してはまあ読み上げになつた通達を出したり、また、すでに日本の法律で未成年者禁煙法というものは厳としてあるわけでございますから、少なくともそういう点では國法を守らすように十分な指導をしてほしいというふうなことを示達をしたり、また、実はこゝろで言うべきじゃないかもしませんが、成人週間などのパンフレットの中にはかなり大蔵省、専売公社のほうに御迷惑がかかるような漫画その他の表示なども入れたこともございまして、厚生省が法律を乗り越えてそこまでもやらぬでもないという御批判を受けたようなこともあるわけでありまして、厚生省の態度というものは、これはもう国会の内外を通じてましてかなり皆さんが御理解でございますので、残るところは大蔵大臣の態度、決心、こういうことにあると私は考えます。

○古寺委員 大蔵大臣を決心させるのは厚生大臣ではないか。これは間接的な言い方かも知れませんが、この問題は、いまの厚生大臣は大蔵出身である。ですから、いまの厚生大臣がいちつしやる間は、このたばこの問題についてはなかなかうまくいゝかぬのじゃないか、こういうことを言っている方もございまして、私はその辺はよくわかりませんが、そういう面から言ひまして、せ

ひひとつ国民の健康を守るという立場、あるいは将来の見通しに立つた上で、この面は厚生大臣に一大決心をしていただいて、そして大蔵大臣にぜひその決心をさしていただくように今後強力に働きかけていただきたい、こういうふうにお願ひを申し上げます。

最後に、一つ申し上げたいのですが、今回のWHOの報告によりますと、妊産婦に対する喫煙の有害問題が非常にきびしく書かれてございまして、いま大臣からもお話がございしましたように、未成年者の喫煙を禁止しているように、この妊産婦の喫煙という問題に対しても新しい立法を考へるか、あるいはまた指導啓蒙を強化するなり、何かしらの手を打つていかなければ、流産死産等の問題あるいは新生児の体重減少の問題、いろいろな問題がございしますので、こういう面についても早急に厚生省は措置をしなければいけないのではないかと、こういうふうにも思うわけですが、この点についてはいかがでございますか。

○内田国務大臣 こゝろ専門家があられるわけでございますが、あなたのおっしゃるとおりであると思ひます。したがつて、未成年者禁煙法というものは厳重に守られなければならぬとか、あるいはまた、厚生省に母子福祉法あるいは母子保健法という法律がございしますので、そういう見地から、喫煙というものが妊産婦ひいては母子保健に非常に影響があるというところにつきましては、古寺先生たいへんいいお話をいましてくださいましたので、さらにこのことにつきましては、私は思いを——そうひそめてゐるいろいろな考え方を進めてまいらねばと、いまこゝろでお話を承りまして思つたところでございまして。

○古寺委員 それじやもう一回振り出しに戻るわけでございますが、先ほどの血友病の問題でございしますが、文部省がいちつしやいますか。——それは大蔵省がいちつしやいますか。

大蔵の専売事業審議会におきましては、この問題については諮問をして答申を得てゐるわけでございますが、大蔵大臣も何らかの形で警告をす

る、こういうことを申されております。この何らかの形で警告をするというその内容は、具体的にどういふふうにお考えでございましょうか。

○大塚政府委員 御承知のように専売事業審議会の答申におきましては、いわゆる喫煙が健康に障害を及ぼすという文言の表示はしないで、たばこの銘柄ごとのニコチン、タールの数値を包装に表示をするという答申が出ていますのでございませう。大蔵大臣がこれまで予算委員会等におきまして質問に対して答弁をいたしております内容は、ニコチン、タールの数値を表示すること、喫煙者に対して注意を促すあるいは警告を促すという中に含めて答弁をいたしておりますように私も受け取っておりますが、最終的にどのような表示をさせるかということにつきましては、今後なお十分答申の内容等検討いたしまして、公社に対して指導したいという段階でございませう。

○古寺委員 それではお伺いしたいのですが、この答申が出ておりますが、この答申の中の「喫煙の健康への影響についての考え方」、こういう報告がございませう。これを大蔵省はどういうふうにお考えになっておられるのですか。どういふふう

に理解しておられますか。

○大塚政府委員 大蔵省と申しますか、実はこの「喫煙の健康への影響についての考え方」というのは、先ほど厚生大臣からもお話がございましたが、専売事業審議会の中で、この問題は特殊な問題でございまして、特に医学者の方、そういう方々に特別委員ということでお願いして御審議に加わっていただいたわけでございませう。この方たちの報告でございませうが、これを受けました専売事業審議会の本メンバーと申しますか、その方々の受け取り方といたしましては、疫学的には多量の喫煙というものは健康に影響があるということとはつきりしているが、一面、たばここと健康との健康といふものは、問題になっております肺がんであるとかあるいは循環器系の疾患とか、こういったものの因果関係というものにつ

いては、まだはつきりしておらないという形で、いわば医学的に、統一的に喫煙は健康に有害であると断定できる段階ではないというふうに審議会の本委員のメンバーは受け取って、そこでこの答申がなされたというふうに理解いたしております。

○古寺委員 この報告書を読みまして、「肺がん死亡者に紙巻たばこの重喫煙者が多くみられる」という統計的、疫学的事実が指摘され、また、心筋硬塞、狭心症などの心臓障害についても、同様の問題がある。こういうふうにかかれておりますが、最初に、ですから、たばこは非常に肺がんとかあるいは心臓障害、心筋硬塞とか狭心症などの原因です、そういうふうにこれは言っているわけですね。二番目のほうは、「一方、病理学的には肺がんの発生と喫煙との因果関係などについて今後の研究にまづべきものが多く、こうなっている。これは内容を検討してみますと、それでは病理学的に肺がんの発生と喫煙との因果関係はどうなっているのでしょうかという質問に対してその次が答えなんですね。『今後の研究にまづべきものが多く』これはまあ答えですね。そこであなたがおっしゃる通りに、それではこういうことが病理学的にすべてが解明されないうちは有害というふう

にみなされないかという問題なんです。病理学的に全部解明されないうちは有害というふうにはみなされないのか。この点についてはどうでしょう。

○大塚政府委員 専売事業審議会の審議にあたりましては、私もずっと出て議論は聞いてまいりました。その関係で申し上げますと、疫学的にこういう事実があるということでございますけれども、それが肺がんなりあるいは心臓疾患を発生させる原因であるという点にはつきりしない。たばこを吸ったから肺がんになるとか、そういう点にはつきりしない。あるいはその肺がんは別の原因で発生しておいて、そこへ多量の喫煙をするとい

わば肺がんを進行させると申しますか、そういう現状であるかもしれないし、そういうようなこととが直接の原因であるかどうか、そういう点からはつきりしないというところでございませう。「病理学的には肺がんの発生と喫煙との因果関係などについて今後の研究にまづべきものが多く」というのが古寺委員は病理学的な結論であるというふうにおっしゃいます。そういう意味では病理学的には因果関係というものはつきりしておらない、原因であるとは言ひ切れないうという見方であるかと思ひます。

○古寺委員 そこで、病理学的な研究はいま世界各国がやっております。こういうことはもうWHOもみんな知っております。それで総会でもつてちゃんと採決をとっているわけですね。そのときにわが国もおそらく賛成しているのがあるわけですね。世界で六十カ国賛成しているのがあるわけですね。その中には日本も、おそらくアメリカも、いろいろ先進国も入っていると思ひます。みんな有害ということを認めている。どの国でもがんの研究は進めております。病理学的にまだ解明されない問題もございませう。しかしながら、たばこは有害であるということは事実なんですね。たばこを吸っている人は肺がんにかかる率も多いし、またいろいろ他の疾患になって死んでいく人も多いということをこの報告書は指摘をいたしております。これをみんな採択したわけでございます。認めたわけですね。それをなぜこの答申に基づいて、病理学的に因果関係がはつきりしないから有害とは言っていないのだというようにとり方をするか、その点がどうも納得がいかない。びんとこないわけですね。そういう点についてはどうでしょう。

○大塚政府委員 多量の喫煙が健康に有害であるという点につきましては、これは一般的に、たとえは病理学者の方でも、のみ過ぎ、吸い過ぎがよくないという点は認めておるわけでございませう。ただ、それだからといって、いわゆる包装にそういったことを表示するかどうかという問題につきましては、中には害にならない程度の一十本以下とか、そういう喫煙者もおるわけでございませう。

し、そういう点も考慮しますと、一本吸つても、いかなる場合にも、たばこは有害だということではございませぬので、そういうことからまだ現段階では、たとえばアメリカのようにあつた形の表示をするまでの段階ではない。ただしかし、一般の喫煙者の方々はこの問題について非常に関心もあり、同時にいろいろ危機の念も持っている方も多いと思ひます。そういう意味で、そういう意味で、その方々に情報を提供すると申しますか、その方々の健康への配慮の一つの手段として、ニコチン、タールの数値を包装に表示をすることにしたらどうか、こういう答申であらうかと思ひます。

○古寺委員 そういう成分の表示もいいでしょうけれども、厚生省のほうは、一生懸命たばこは有害ですよというふうな指導啓蒙をやっているわけですね。そうすると、専売公社のほうは一生懸命に不安を解消するために、実際は有害なんだけれども、その成分表示だけにどめておこう、こういうふうにいままのお話から受け取ったのです。ところが、アメリカで売っているハイライトには、アメリカの国民に売るときには、喫煙は健康に危険ですとハッキリ印刷をして輸出をしているわけですね。なぜアメリカの国民に対しては、そういうふうな危険表示をしたものを売らなければいけないのか。もちろんそういうふうな法の規制があるのかもわかりません。しかしながら、人間としては同じです。同じハイライトを吸っているのは、どういふふうな結果が出るかということもこれは同じだと思います。人種の差別によつて幾ぶんは違ひがあつても、やはりハイライトそのものには変わりがない。そういう面からいいますと、こういうふうな外国に輸出するものも、日本の国内で販売するものも、当然同じように有害表示をして、国民の健康を守る立場で販売をしていくべきじゃないか、こういうふうな思ひを申すのであります。

時間がありませんので、次に進みますけれども、専売公社は、WHOからたばこの広告宣伝は

とが直接の原因であるかどうか、そういう点からはつきりしないというところでございませう。「病理学的には肺がんの発生と喫煙との因果関係などについて今後の研究にまづべきものが多く」というのが古寺委員は病理学的な結論であるというふうにおっしゃいます。そういう意味では病理学的には因果関係というものはつきりしておらない、原因であるとは言ひ切れないうという見方であるかと思ひます。

○古寺委員 その成分の表示もいいでしょうけれども、厚生省のほうは、一生懸命たばこは有害ですよというふうな指導啓蒙をやっているわけですね。そうすると、専売公社のほうは一生懸命に不安を解消するために、実際は有害なんだけれども、その成分表示だけにどめておこう、こういうふうにいままのお話から受け取ったのです。ところが、アメリカで売っているハイライトには、アメリカの国民に売るときには、喫煙は健康に危険ですとハッキリ印刷をして輸出をしているわけですね。なぜアメリカの国民に対しては、そういうふうな危険表示をしたものを売らなければいけないのか。もちろんそういうふうな法の規制があるのかもわかりません。しかしながら、人間としては同じです。同じハイライトを吸っているのは、どういふふうな結果が出るかということもこれは同じだと思います。人種の差別によつて幾ぶんは違ひがあつても、やはりハイライトそのものには変わりがない。そういう面からいいますと、こういうふうな外国に輸出するものも、日本の国内で販売するものも、当然同じように有害表示をして、国民の健康を守る立場で販売をしていくべきじゃないか、こういうふうな思ひを申すのであります。

い、こういうふうにお願いをしておきます。

それから、今度は厚生省にお伺いいたしますけれども、先ほど大臣にもいろいろとお願いを申し上げましたが、今後この血友病患者をまず正確にその実態を掌握をするということが、私は最も大事な問題ではないか、こういうふうに思うのですが、厚生省はどういう方法をお考えでございますか。

○坂元政府委員 仰せのとおりだと私も思っています。冒頭にお答えいたしましたように、専門学者等の御意見をもとにしまして全国に大体三千人というようなことを申し上げておりますが、やはり血友病対策というものを今後考える場合は、その実態をまず把握するというのが先決でございますので、何らかの方法でやはり実態を早急に把握する方向で検討を重ねていきたい、こういうふうに考えております。

○古寺委員 それじゃ、時間でございますので、きょうはこれで終わります。

○倉成委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

昭和四十六年四月九日印刷

昭和四十六年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局